

様式 1-2-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人日本貿易保険	
評価対象中期目標期間	見込評価（中期目標期間実績評価）	第四期中期目標期間
	中期目標期間	平成24～28年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	(共管法人は評価の分担についても記載)		
法人所管部局	(評価を実施した部局を記載)	担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)
評価点検部局	(主務大臣評価を取りまとめ、点検する部局を記載)	担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)
主務大臣	(共管法人は評価の分担についても記載)		
法人所管部局	(評価を実施した部局を記載)	担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)
評価点検部局	(主務大臣評価を取りまとめ、点検する部局を記載)	担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)

3. 評価の実施に関する事項
(実地調査、理事長・監事ヒアリング、外部有識者評価からの意見聴取等、評価のために実施した手続等を記載)

4. その他評価に関する重要事項
(組織の統廃合、主要な事務事業の改廃等の評価対象法人に関する事項、評価体制に関する事項等を記載)

1. 全体の評価	
評価 (S、A、B、C、D)	総合評価【A】 1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 (1) 商品性の改善 (15%) A (4点) (2) サービスの向上 (15%) A (4点) (3) リスク管理等 (15%) B (3点) (4) 戦略化・重点化 (20%) A (4点) (5) 民間保険会社による参入 (10%) A (4点) 2. 業務運営の効率化 (17.5%) A (4点) 3. 財務内容の改善 (7.5%) A (4点)
評価に至った理由	(項目別評価の分布や、下記「2. 法人全体に対する評価」を踏まえ、上記評価に至った理由を記載) 項目別評価：項目別評価において一部にBはあるものの、「商品性の改善」、「サービスの向上」「重点的政策分野への戦略化・重点化」「民間保険会社による参入の円滑化」「業務運営の効率化」及び「財務内容の改善」はAであり、全体の評価を引き下げる事象はなかった。 全体評価：「全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項」に記載したとおり、本年4月の株式会社化の移行作業と同時に、限られた人員で貿易保険業務を行い、業務の質を向上させるとともに職場環境の改善を実現させたことは、貿易保険利用者アンケート及び職員アンケートの双方に顕著な結果として現れており、本中期期間中の総合評価は【A】とした。 <参考> ■「貿易保険利用者アンケート」において“ある程度評価できる”と“評価できる”と回答した割合 ○商品性の改善 : 46.0% (平成24年度) →68.0% (平成28年度) ○サービスの向上 : 52.6% (平成24年度) →79.5% (平成28年度) ○意思決定の迅速化 : 50.0% (平成24年度) →73.1% (平成28年度) ■「職員満足度アンケート」において“大いにそう思う”と“ある程度そう思う”と回答した割合 (職員アンケートは平成25年度より実施) ○仕事のやりがい : 61.1% (平成25年度) →74.6% (平成28年度) ○研修制度の充実 : 59.1% (平成25年度) →82.6% (平成28年度) ○ハラスメントを受けたことがあると回答した割合 : 41.9% (平成25年度) →5.2% (平成28年度)

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	(項目別評価及び下記事項を踏まえた、法人全体の評価を記述) 1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 (1) 商品性の改善 毎年度、年度当初予定していた商品改善を着実に実施した上で、お客様のニーズや政策ニーズに柔軟に対応した他、年度当初の予定にない商品改善も毎年度実施し、 <u>中期目標期間中に123個の商品改善を実施した</u> 。この結果、貿易保険利用者アンケートでは商品改善について高評価回答の割合が、 <u>期初(平成24年度)の46%から大きく改善しており、平成26年度には最高の82.2%を達成。特にヘビーユーザーからの評価は高く、高評価回答の割合が57.5%(平成24年度)から79.5%(平成28年度)に、最高評価回答の割合が12.5%(平成24年度)から30.1%(平成28年度)に上昇した</u> 。 “中小企業輸出代金保険の見直し”については、お客様ニーズに応じて継続した商品改善を行った結果、引受件数は中期目標期間中に約6倍増(286件(平成23年度))

→1,781件（平成28年度）となり、海外展開に不安を抱く地方の中堅・中小企業の輸出促進に多大に資する取組を行った。欧米の民間再保険会社等との再保険契約の締結により、海外現地法人の世界約100ヶ国での取引について再保険の形態で支援することが実現し、加えてお客様ニーズに即した反復取引に最適な新フロンティング（新取引信用保険）の引受開始（平成23年度）により、アジアを中心に増加を続ける本邦企業の海外進出の促進に多大な貢献をしている。海外投資保険については、近年、日本企業を取り巻く国際事業環境の変化（期間の長期化、政府保証の取得の困難化、金額の巨大化）に即して最長保険期間の長期化（15年→30年）、保険カバー率の拡大（非常危険のカバー率100%へ引き上げ）、事業終了後の外国政府等による契約違反リスクをカバー対象に追加、事業拠点ごとの引受開始、てん補事由・対象資産の選択制の導入、保険金支払い要件の緩和（「3ヵ月以上の事業休止」から「1ヵ月以上の事業休止」）等を実現した。「質の高いインフラパートナーシップ」「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等の政策パッケージにおいては、政府方針に沿った商品改善（リスクマネーの供給を促進するような商品改善（メザニン（劣後ローン、優先株）の引受、ドル建て貿易保険の新設に向けた準備、サブソブリン対応保険の創設、金利変動リスクの負担軽減等）を行う等、所期の目標以外にも積極的に取り組んだため、A評価とした。

（2）サービスの向上

年度当初予定していたサービス向上のための取組（利用者の負担軽減、意思決定・業務処理の迅速化、情報提供の強化と利用者ニーズの把握）を毎年度、着実に実施した。利用者の負担軽減については、パンフレットの作成・見直しやHPの見直し等を通じて、貿易保険の利用検討に際する負担の軽減を実現した。引受プロセスの合理化については、オンラインでの保険申し込みが可能とすることで簡素な手続きでの保険引受を可能とするWebサービスの導入を平成26年度から平成28年度の三カ年計画で取組み、一通り、保険手続きのWeb化の環境が整った現在、中期目標期間中において、27,177件の手続きがWebにて行われた。Webサービス利用者を対象に実施したアンケート（平成26年8月実施）によれば、回答者の8割が利便性に満足しており、約9割が保険手続きに関する所要時間が短縮化につながっていると回答し、お客様及びNEXIの双方にとって、費用対効果の高い取組であった。再保険ネットワークの拡充についても継続的に取組む等、中期計画に沿った成果を上げた。情報提供の強化と利用者ニーズの把握については、潜在的なお客様の発掘のため、新聞記事掲載への働きかけやHPリニューアル、全国でのセミナー等の開催・参加等を実施。また、既存のお客様のニーズ把握のため、主要なお客様や中堅中小企業海外事業支援ネットワーク（提携金融機関）の皆様との意見交換等の活動に継続的に取り組んだ。

これらの活動の結果として、貿易保険の利用社数は中期目標期間中に大きく増加しており、独法となって以降600社程度で推移していたが、本中期目標期間中に大きく伸び、平成28年度には750社を達成した。なお、貿易保険利用者アンケートの「サービスの向上」・「意思決定・業務処理の迅速化」（下表参照）の両者において、高評価回答の割合は、期初から大きく改善しており、中期目標期間中の本項目に関する取組が高評価であった旨を裏付けており、よって本項目はA評価とした。

<評価できると回答した割合>

	平成24年度	平成28年度	改善率
サービスの向上	52.6%	79.5%	26.9ポイントの改善
意思決定・業務処理の迅速化	50.0%	73.1%	23.1ポイントの改善

（3）リスク管理等

中期計画にて記載のあった事項すべてを適切に実施。貿易保険制度の目的である、外国貿易その他の対外取引の健全な発達の実現のため、適切なリスク管理体制を構築・維持・発展させることでリスクの質の多様化、量の拡大に対応した。上記より、計画に記載のある項目を着実に実施したため、本項目はB評価とした。

（4）戦略化・重点化

定量目標である政策的に特に重要な案件の引受比率について、毎年度、目標の3割を大きく超え、中期目標期間の平均においても42.5%の引受を実現した。同じく定量目標である中小企業保険新規数についても目標の50社/年に対し、年平均で70社/年と目標を大きく超えた実績を上げ、両者ともに、目標の120%を超えた顕著な成果を上げた。

その他の項目についても毎年度の計画を上回る実績をあげた。例えば、本中期目標期間中、新成長戦略の実現に向けてパッケージ型インフラ案件では合計53件の引受を実施。航空機分野に係わる再保険では合計163機の引受を実施。提携金融機関は11機関（平成23年度）→114機関（平成28年度）を実現。新規分野としては農業分野があ

り、貿易保険の引受により一定期間、穀物が日本向けに輸出される等、我が国の食料安全保障に資する取組である。同様に、資源開発分野では、我が国初となる米国産 LNG ガスの輸入が可能となるプロジェクトの引受を実現した。毎年度政策上の具体的要請について迅速に対応し、新興国向けの国別引受方針の改訂や中小農林水産輸出代金保険の創設において、個別のリスクを踏まえた上で、政策との一体性を確保した取組を実現させた。民間金融機関による貿易保険付保債権の買い取りについて、平成 28 年度に生命保険会社が第一号となる貿易保険付保債権の第一号案件を承認。同取組は、投資家層を拡大及びリスクマネーの供給に資するものであり、高く評価できる。

災害等の影響を受けた日本企業の海外事業展開を支援については、中期目標期間中、東日本大震災後の風評被害の対策を始めとして、タイの洪水等によるサプライチェーン寸断、輸出先国によるマイマイガ規制への対応、熊本地震で被災されたお客様の対応等、日本企業の海外事業展開の支援を実施した。以上より、中期計画期間中、数値目標において顕著な成果を上げ、定性的な取組においても我が国の裨益するものであったことから、本項目についての評価は A とする。

(5) 民間保険会社による参入の円滑化

海外フロンティングについて、新商品の開発等も含め積極的に対応、最終年度には年度目標を大きく上回る実績をあげた。中期目標期間中の引受件数は合計 307 件、引受額は約 700 億円の実績を上げた（前中期目標期間（第三期）のフロンティング実績は合計 13 件、引受額が約 3 億円）。また、国内再保険スキームを平成 27 年度に創設し、平成 27 年度から平成 28 年度の 2 年間で 32 件、引受額 158 億円の実績を上げた。また計画になかった欧米民間保険会社や他国 ECA との協調にも積極的に取組み、海外進出をしている日系企業の事業拡大を支援し、民間事業者との継続的に貿易保険商品の情報・ノウハウの共有も積極的に推進した。以上の実績を鑑み、本項目の評価は A とする。

2. 業務運営の効率化

中期計画における業務費及び一般管理費とも、中期計画期間中、全ての年度で目標を達成した。基準設定当時の環境と比較して、経済のグローバル化が一層進展し、対外取引に伴う不確実性が高まる中、引受リスクの質的・量的な拡大に対し、限られた人員数での対応には限界があり、システムに依存せざるを得なかったことを鑑みれば、極めて困難な目標を達成したといえる。

ラスパイレス指数の引き下げ・適正確保に向けた取組については、中期目標期間中、平成 25 年度及び 2627 年度における実績は基準値を上回ったが、平成 27 年度及び 28 年度において年令勘案ベース及び年令・地域・学齢勘案ベースのいずれも基準値内に収めた。業務費・一般管理費のベースとなった平成 22 年度当時の状況と比較すれば、金融環境が変化し、引受リスクが質的・量的に拡大している中、一人当たりの責任残高は他国 ECA との比較においても類を見ないトップレベルであることを鑑みれば、極めて困難な目標を達成したといえる。

一者応札・一者応募の改善と「随意契約見直し計画」に基づく取組については、中期目標期間中、平成 26 年度及び平成 27 年度において競争性のある契約割合の金額ベースのみ目標値に対し 1%の目標未達だったが、これは特殊要因に基づくものであった。両年度とも件数ベースでは目標を達成している。平成 28 年度については、株式会社化対応に伴う特殊要因（会社化準備等）を理由としたものであり、当該要因を除けば、目標値内を達成している。なお、一者応札・一者応募は、中期目標期間中、全期間において達成した。

中期計画におけるシステム保守費用は、中期目標期間中、すべての年度で目標を達成。同時期にお客様の保険申込み手続きの事務負担軽減と効率化のため、平成 26 年度から平成 28 年度までの三カ年計画において Web 化を実施し、お客様サービスの向上と業務効率化を同時に進めたことは高く評価できる。

事務及び事業の一部の外部機関への業務委託を通じた業務運営の効率化については、貿易保険利用者アンケートの結果のとおり、サービス低下をもたらさずに、あらゆる業務分野において外部委託を進めたことは評価に値する。以上より、本項目についての評価は A とする（貿易保険利用者アンケート「サービス向上」評価すると回答した割合は 52.6%（平成 24 年度）→79.5%（平成 28 年度））。

3. 財務内容

中期目標期間を通じて、安定的な収入の確保等に努め、安定かつ強固な財務基盤を実現した。（純資産額：3,210 億円（平成 24 年度）→4,974 億円（平成 28 年度）。回収についても積極的に取組み、中期計画の目標値であった回収実績率（24%）を達成した。30 年近い懸案事項であったキューバ向け債権（対キューバ向け日本債権額約 1800 億円）

については、政府と緊密に連携し積極的に交渉へ参画する等、回収の道筋をつけるにあたり、多大な貢献を行った。

査定・回収知識の社内外の関係者への共有や理解の促進を行い、リスク管理の強化に努めるだけでなく、担当部門自らも主体的に海外サービスの知見の習熟に努める一方、基幹系システムの保険事故債権に係わる改修等を実施し、中期目標期間中、的確な管理と適切な経理処理を遂行した。

保険料率設定・積立て基準の明確化・透明化では、中期計画の期間中、約 11 項目の保険料率の改訂・明確化を実施し、特殊会社化に向けた責任準備金の算出方法の整備を行った。以上より、本項目についての評価は A とする。

4. その他業務運営

定量指標である人員数（中期目標期間終了時の人員を平成 23 年度末の 147 人以下の水準とする）は未達であった一方、人件費総額（中期目標期間中の人件費総額見込みを 6,235 百万円とする）は目標を達成した。背景として、貿易保険事業の持続的な発展のため、平成 27 年 4 月から新卒採用を開始しており、新卒採用は即戦力化には時間を要するものの、株式会社化の将来を見据えた取組みといえる。

中期計画期間中、行政改革を踏まえた株式会社化後の NEXI の機関設計や体制整備を実施し、本年 4 月、支障なく株式会社化へ移行した。取組事項としては、定款を設置し、審議・協議機関となる経営会議、取締役会、評価委員会、コーポレートガバナンス委員会等に関連する規則を整備した（4 月 1 日の第一回取締役会で承認）。また貿易保険再保険特別会計の廃止に向けて、経産省担当課・監査法人・NEXI でタスクフォースを設置し、第一回の資産評価委員会を開催し、評価要領等を決定した。また、株式会社化に対応した業務体制の再構築を行い、コーポレートガバナンス部の発足をはじめとして、部署間の業務所掌の見直し等を実施した。

一人当たりの引受金額や責任残高が他国 ECA 比較でもトップレベルであることに鑑み、適正な人材確保のため、平成 27 年度より新卒採用を開始し、平行して専門性の高い人材の中途採用を継続的に実施した。女性職員の活躍推進については、平成 28 年度末の女性職員の割合は 41.1%（35.1%（平成 23 年度末））、管理職比率は 25.7%（12.8%（平成 23 年度末））といずれも大きく上昇し、仕事と家庭の両立支援制度の充実により、多くの女性職員が活躍しやすい職場形成が実現している。

<各国の貿易保険機関の人員数等の状況（各平成 27 年度末時点）>

	日本	韓国	中国	アメリカ	イタリア	フランス	ドイツ
	NEXI	K-sure	Sinosure	USEXIM	SACE	Coface	Hermes
人員数	145	533	3,000	480	723	219	400
1人当たりの年間引受額 (億円)	540	305	177	12	15	105	76
国内外拠点数	国内: 2	国内: 16	国内: 28	国内: 13	国内: 14	N.A	N.A.
	海外: 3	海外: 12	海外: 6	海外: 0	海外: 9		

全社を挙げた有給休暇の取得促進、適正な処遇改善（給与制度の改正、目標管理制度の新設）の実施の他、株式会社化に向けた経営上の重要なテーマを職員自らが考えて提案すべく「会社を創るプロジェクト」を設置し、同プロジェクトから提案された多数の取組事項のうち、合計 13 個の項目（G 長補佐制度、360 度評価、民間企業等の派遣制度コミュニケーションスペースの設置等）を採用する等、株式会社化を見据えた全社を挙げた当該取組みは、快適な職場作りを促進し、職員の働く意欲や生産性の向上に結びついている。平成 28 年度に実施した職員アンケートによれば、職員の 70%以上が仕事のやりがいや研修制度に充実感を実感している。

全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項

（法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因等、法人全体の評定に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応等、目標、計画になく項目別評価に反映されていない事項等を記載）

平成 28 年度は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）及び「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」（平成 26 年 8 月 29 日行政改革推進本部決定）を受けて、本年 4 月の日本貿易保険の特殊会社化と貿易再保険特別会計の廃止・承継のため、所管課等との連携を取りながら、着実に実行した。前例がない株式会社化への移行には多大な作業が生じたが、通常業務に影響を及ぼさないように細心の注意を払い、機関設計（定款の策定、取締役会・経営会議・監査役

会の設置等)を始めとして、内部統制システムの構築、リスク管理態勢の強化(引受余力の確保のため出再開始の準備)、事業計画・経営計画、外部有識者による評価委員会の設置といった経営の根幹となる体制整備の準備を滞りなく進めたことは、一定の評価に値すると考える。また、上述の「4. その他業務運営」は評価対象ではないが、管理部門における継続且つ地道な取組みにより、本中期期間中に新卒採用が開始となり、女性職員の活躍促進、公正な処遇への取組み等は、第三期中期目標期間と比較して、職員の労働意欲を大きく改善され、ひいては労働生産性に結びついたことは、高く評価したい。

3. 課題、改善事項等

項目別評定で指摘した課題、改善事項

(項目別評定で指摘した課題、改善事項で、組織及び業務全般にわたる検討、新中期目標の策定において特に考慮すべき事項があれば記載)

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

(1) 商品性の改善

利用者との意見交換の場等を通じ利用者の要望を丁寧に拾い上げ、継続的な商品改善に取り組むと共に「質の高いインフラパートナーシップ」等の政策的への対応について継続的に取り組む。航空機保険の引受に向け、輸出者、金融機関等との協議を定期的実施するとともに、引き続き社内における引受・期中管理態勢の整備を行っていく。世界的な金融規制の強化の動きやインフラ市場をめぐる新たなニーズを踏まえて、貿易保険の商品性、運用の改善を行い、円滑な案件組成や資金調達支援に取り組む。

(2) サービスの向上

Web サービス利用者アンケートの結果を受けて、引き続き利便性の向上を目指した改善を実施する。多種多様な事故の請求に対し、規程に基づいた適切かつ迅速な保険金支払いを実施するため、約款に基づいた支払期限(3ヵ月又は1ヵ月)を遵守し、かつ、日数で計ることができない請求から支払いまでのお客様対応について、より質の高いものを目指す。貿易保険の潜在的なお客様向けに積極的な広報活動を展開し、貿易保険の認知度を向上させ、その利用を促進する。

(3) リスク管理等

リスク管理の徹底のため、統合的リスク管理(保険引受リスク、資金運用(財務)リスク、オペレーショナルリスク(事務リスク、システムリスクを含む))のPDCAサイクルを確立させる。各種研修の実施により、引き続き職員の専門能力の向上に取り組む。保険金の的確な査定に向けて、グループ内でマニュアルや運用の整備(適時見直しを実施)を行い、知見を高めるとともに事例研究会の開催を通じて営業部門の査定業務に対する理解を深める。内部統制基本方針の的確な運用と危機管理体制の充実化、コンプライアンス・プログラムの周知徹底を図る。ステークホルダーや社会に対し、ガバナンス(リスク管理体制、コンプライアンス及び評価委員会等)に関する情報を積極的に開示する。

(4) 戦略化・重点化

「質の高いインフラパートナーシップ」に基づく機能強化を活用しつつ、チャレンジングなリスクに対応し、日本企業の輸出や海外事業展開を積極的に支援する。企業の規模や新規・継続を問わず、貿易保険の利用を促進し、利用社数の増加を図る。特に、中堅・中小企業や農林水産業の輸出促進が政策的な課題となっていることも踏まえ、当該分野の利用を促進する。国内外の関係機関との連携や関係強化により、貿易保険の認知度向上を図るとともに、日本企業の輸出・事業参画の環境の整備に取り組む。

(5) 民間保険会社による参入

民間損害保険会社との連携による日系企業向けの再保険及び海外フロンティングを推進する。

2. 業務運営の効率化

業務予算について、過去の傾向と検証を分析し、今後の予算管理手法を検討する。新財務会計基準に基づく財務諸表を適切に作成するとともに、適切な税務対応を実施する。調達関連では、引き続き、よりよいものをより安く調達することを目指す。平成32年度1月稼働を目指して基幹系次期システムを開発し、運用・保守費用の削減、保守性・拡張性の確保、シンプルかつ普遍的なシステムの構築を図るとともに、情報系システムの利便性向上を図る。計画的な採用活動を行うと同時に、効率的な業務運営の観点からルーティン業務の外部委託を進める。

3. 財務内容

国の再保険特別会計からの継承資産を含む資産に関し、資金運用方針・態勢を整備し、安全性と流動性を確保しつつ、効率的な運用を行い、引き続き強固な財務基盤を確保

	<p>する。引受リスクの量的拡大により保険事故が発生した場合の影響が大きくなっていること等を鑑み、引受済み案件のモニタリングの強化により、事故の蓋然性が高い案件を早期に把握し対策を講じる。回収体制の整備、PDCA サイクルの導入及び担当職員の能力強化を行うとともに、外国政府・政府機関等の確実な債務の履行に向けた日本政府との連携を通じて、着実かつ効果的な回収を実施する。</p>
<p>その他改善事項</p>	<p>(上記以外で今後の対応の必要性を検討すべき事項、政策・施策の変更への対応、目標策定の妥当性等、個別の目標・計画の達成状況以外で改善が求められる事項があれば記載)</p> <p>独立行政法人制度においては、独立行政法人通則法に基づき、国が中期目標の策定や評価を行う等、主体的にPDCAに関与していた。しかし、株式会社化後は、NEXIが事業運営等の実施状況について、第三者で構成する評価委員会を設置し、同委員会より客観的な評価を得つつ、主体的に経営のPDCAサイクルを実施していく必要がある。その際、株式会社化の政府方針を踏まえて、今後も国の政策意図の反映等国との一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させる取組を着実に進めていくことが肝要である。今般、これらの前提となった内部ガバナンスの強化をはじめとして事業運営の適正化と透明性を図り、外部に向けて積極的に情報を開示していく。</p> <p>また、計画的な人員確保を行い、引き続き時代に即した専門知識や技能を身につけることができるように研修のあり方やプログラムを見直していく。</p>
<p>主務大臣による改善命令を検討すべき事項</p>	<p>(今後、改善が見られなければ改善命令が必要となる事項があれば記載)</p>

<p>4. その他事項</p>	
<p>監事等からの意見</p>	<p>(監事等へのヒアリングを実施した結果、監事等からの意見で特に記載が必要な事項があれば記載)</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>(有識者からの意見があった場合の意見、評価の方法について検討が必要な事項等、上記以外で特に記載が必要な事項があれば記載)</p>

様式 1-2-3 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価総括表様式

中期目標	年度評価					中期目標期間評価		項目別調書 No.	備考欄
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	見込 評価	期間実績評価		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
(1) 商品性の改善	A	A	A	A	A		A	I. - (1)	
(2) サービスの向上	B	A	B	B	A		A	I. - (2)	
(3) リスク管理の強化及び業務の適正確保のための体制整備	A	B	B	B	B		B	I. - (3)	
(4) 重点的政策分野への戦略化・重点化	A	A	A	A	A		A	I. - (4)	
(5) 民間保険会社による参入の円滑化	B	B	A	B	A		A	I. - (5)	

中期目標	年度評価					中期目標期間評価		項目別 調書No.	備考欄
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
II. 業務運営の効率化に関する事項									
業務運営の効率化	A	A	B	B	B		A	II.	
III. 財務内容の改善に関する事項									
財務内容	B	A	A	A	A		A	III	
IV. その他の事項									
その他業務の運営に関する事項									

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I. — (1)	商品性の改善		
関連する政策・施策	「質の高いインフラパートナーシップ」（平成 27 年 5 月 21 日） 「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」（平成 27 年 11 月 21 日） 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（平成 28 年 5 月 23 日）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	貿易保険法（平成 28 年 4 月 1 日施行）第 5 条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
貿易保険利用者アンケートによる利用者満足度「商品性改善」	—	—	46.0%	68.0%	82.2%	60.5%	68.0%	予算額（千円）	322,761	252,345	208,741	360,186	371,987
								決算額（千円）	296,400	241,578	194,214	458,431	422,166
								経常費用（千円）	476,741	316,651	548,381	816,964	618,557
								経常利益（千円）	473,476	298,068	291,691	384,393	487,931
								行政サービス実施コスト（千円）	▲ 1,116,330	▲ 635,660	▲ 893,315	▲ 2,368,657	▲ 2,045,220
								従事人員数	8	6	5	9	10

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>国境を超えた多国間での企業間競争が激化する中で、我が国企業の国際競争力を確保するよう、利用者のニーズの変化に的確に対応した保険商品を提供するよう努めること。</p> <p>①利用者のニーズに即した現行保険商品の見直し</p> <p>近年の金融取引の高度化・我が国企業の対外取引形態の複雑化に対応し、個々の企業の貿易保険に対するニーズも多様化していることを踏まえ、諸外国において提供される貿易保険サービスの内容も参考としつつ、手続きの簡素化を含め現在提供している貿易保険サービスの商品性の改善に不断に取り組むこと。</p> <p>また、欧州における債務危機等国際金融の動向を注視しつつ、国際金融変動のセーフティネットとして、政府及び関係機関と連携し、我が国企業の貿易投資活動に対する資金供給の円滑化のための取組みについても、金融環境の変化に応じ迅速に対応すること。</p>	<p>我が国の通商・産業政策の動向に対応しつつ、取引環境の変化に対応したお客様のご要望を積極的に汲み取り、我が国企業の国際競争力確保の観点から、諸外国と比較して遜色のない質の高いサービスを提供できるよう、商品の改善・開発に取り組めます。</p> <p>① <u>現行保険商品の見直し</u></p> <p>近年の我が国企業の多様なビジネス形態に対応して、貿易保険の商品性の改善に不断に取り組んでまいります。そのため、お客様からのご要望の聴取や、金融取引・対外取引形態の変化、各国貿易保険機関の提供する商品等に関する調査を定期的に行い、商品見直しの必要性を検討するほか、海外フロンティング、海外輸出信用機関との再保険活用等を通じて、お客様のニーズに対応します。</p> <p>具体的には、中小企業輸出代金保険の見直し、海外の販売・生産拠点の取引に対する付保・金融支援、海外投資保険の見直し、プラント案件の契約形態に対応した保険商品の提供、航空機保険の制度設計等に取り組む、随時実施します。また、現行商品の利便性向上についても引き続き取り組めます。</p> <p>また、欧州債務危機等の国際的な金融危機への対応については、有事の際のセーフティネットとして、政府及び関係機関と連携しつつ、お客様のニーズに即した円滑</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業輸出代金保険の見直し ・ 海外の販売・生産拠点の取引に対する付保・金融支援 ・ 海外投資保険の見直し ・ プラント案件の契約形態に対応した保険商品の提供 ・ 航空機保険の制度設計等に取り組む ・ お客様のニーズに即した円滑な資金供給が行われるよう、金融環境の変化に応じ迅速に対応 <p><評価の視点></p> <p>上述の目標の達成可否</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>■その他の指標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客様からのニーズや政策ニーズや、他国の貿易保険機関の提供する商品を積極的に調査し、商品改善につなげた。 ・ 商品改善時にはその内容・開始時期を事前に HP で公表することにより、お客様の予見可能性を高めて貿易取引の円滑に資する取組を開始した。 ・ 当該中期目標期間中において貿易保険法の改正が2度（平成26年及び平成25年）行われており、その改正に際して、積極的に商品改善につながる改正の提案等を行い、中期目標期間中に123個の商品改善を実施。主な商品改善項目については以下のとおり。 ・ 中期計画の目標である“中小企業輸出代金保険の見直し”については、引受額上限額の引き上げ等に係わる制度の改善後、平成28年7月に農林水産業者に利用者を拡大するため、新たに『中小企業・農林水産業輸出代金保険』として販売開始。利用拡大に向けて、料率の引き下げ（約25%）、提携金融機関経由の申込みについて10%割引、海外バイヤー信用調査料の8件まで無料化を行い、さらに提出書類の簡素化、保険申込み及び事故通知等に係わるWeb利用サービスを開始した。同時に同保険等を始めとする貿易保険商品等の普及・広報の取組強化（後述参照）に努めた結果、<u>同保険の引受件数は、286件（平成23年度）から1,781件（平成28年度）と約6倍に増加した。</u> <p><具体事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 東南アジア向け愛媛県産ヒノキ輸出 ➢ 米国向け水産品輸出 ➢ 米国向け日本酒輸出 ➢ フランス向けコンニャクパフ輸出等、多数実績あり 	<p><自己評価></p> <p>【評定：A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度、年度当初予定していた商品改善を着実に実施した上で、お客様のニーズや政策ニーズに柔軟に対応した他、年度当初の予定にない商品改善も毎年度実施し、中期目標期間中に123個の商品改善を実施した。 ・ この結果、貿易保険利用者アンケートでは商品改善について高評価回答の割合が、期初（平成24年度）の46%から大きく改善しており、平成26年度には最高の82.2%を達成。特にヘビーユーザーからの評価は高く、高評価回答の割合が57.5%（平成24年度）から79.5%（平成28年度）に、最高評価回答の割合が12.5%（平成24年度）から30.1%（平成28年度）に上昇した。 ・ “中小企業輸出代金保険の見直し”については、お客様ニーズに応えた継続した商品改善を行った結果、引受件数は中期目標期間中に約6倍増となり、海外展開に不安を抱く地方の中堅・中小企業の輸出促進に多大な貢献をした。 ・ 欧米の民間再保険会社等との再保険契約の締結により、海外現地法人の世界約100ヶ国での取引について再保険の形態で支援することが実現し 	<p>評定</p> <p>見込み評価は実施していない。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p>（見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載）</p> <p><今後の課題></p> <p>（見込評価時に検出されなかった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載）</p> <p><その他事項></p>

	<p>な資金供給が行われるよう、金融環境の変化に応じ迅速に対応するとともに、機動的に制度や運用の改善を図ります。</p> <p>なお、上記の内容や時期については、年度計画において定めます。</p>		<ul style="list-style-type: none"> “海外の販売・生産拠点の取引に対する付保・金融支援”については、中期目標期間中に欧米の保険会社である独ユーラヘルメス保険会社（民間部門／世界 52 ヶ国に所在）及び仏コファス（民間部門／世界 96 ヶ国に所在）、米 AIG（世界 62 ヶ国に所在）、米 Tokio Marine HCC（米国・英国・EU 加盟国に所在）、欧州三井住友海上から再保険引受を開始した。なお、公的機関では平成 27 年に MIGA（多数国間投資保証機関）からモンゴル向けの銅・金鉱床開発プロジェクトに対する再保険実績がある。また、NEXI が日系損害保険会社の海外ネットワークと緊密に連携してオールジャパンで日系企業の海外展開をサポートする新フロンティング（新取引信用保険）を開始し、シンガポール、香港、タイ、英国における日本企業の本邦外取引のカバーが実現した。 “海外投資保険の見直し”に関する主改善として、最長保険期間の拡大（15 年から 30 年）、保険カバー率の拡大（非常危険（カントリーリスク）のカバー率 100%）、事業終了後の外国政府等による契約違反リスクをカバー対象に追加、事業拠点ごとの引受開始、てん補事由・対象資産の選択制の導入、保険金支払い要件の緩和（「3 ヶ月以上の事業休止」から「1 ヶ月以上の事業休止」等）を実現。 <p><具体事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ガーナ/Kpone IPP プロジェクト向け投資（保険責任期間 23 年） <ul style="list-style-type: none"> “プラント案件の契約形態に対応した保険商品の提供”については、現地でプラント等建設時に戦争等の発生による工事が中断した結果、当該建設工事に係わるお客様の損失を填補するために「プラント等増加費用特約」（平成 26 年 4 月）を創設。 “航空機保険の制度設計等に取り組み”については、航空機保険の約款に関して主要ユーザーに約款案を提示し合意済み。引受審査の体制整備については、航空会社専用の格付けモデルを導入する 	<p>た。加えて、お客様ニーズに即した反復取引に最適な新フロンティング（新取引信用保険）の引受開始は、アジアを中心に増加を続ける本邦企業の海外進出の促進に多大な貢献をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外投資保険の見直しは近年、日本企業を取り巻く国際事業環境の変化（期間の長期化、政府保証の取得の困難化、金額の巨大化）に即して適切に対応したものである。 「質の高いインフラパートナーシップ」「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等の政策パッケージにおいても積極的に貢献する等、政府方針に沿った商品改善を行う等、所期の目標以外にも積極的に取り組んだため、A 評価とした。 <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、利用者との意見交換の場等を通じ利用者の要望を丁寧に拾い上げ、継続的な商品改善に取り組むと共に「質の高いインフラパートナーシップ」等の政策への対応について継続的に取り組む。 航空機保険の引受に向け、輸出者、金融機関等との協議を定期的実施するとともに、引き続き社内における引受・期中管理態勢の整備を行っていく。 世界的な金融規制の強化の動 		
--	--	--	--	--	--	--

			<p>等、国産航空機の開発状況を見つつ継続対応中。</p> <p>・ “お客様のニーズに即した円滑な資金供給が行われるよう、金融環境の変化に応じ迅速に対応” については、「質の高い」インフラ輸出の促進のため、<u>リスクマネーの供給を促進するような商品改善（メザニン（劣後ローン、優先株）の引受、ドル建て貿易保険の新設に向けた準備、サブソブリン対応保険の創設、金利変動リスクの負担軽減等）</u>に取り組んだ。</p> <p>【中期目標期間中の主な商品改善項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ローカルバイクの創設 ➢ JCM 特別金融スキームの創設 ➢ ファイナンス案件における非常危険付保率の引き上げ（100%カバーへ） ➢ 国内における技術提供等への付保 ➢ アフリカ投融资促進特別保険の創設 等 	<p>きやインフラ市場をめぐる新たなニーズを踏まえて、貿易保険の商品性、運用の改善を行い、円滑な案件組成や資金調達への支援に取り組む。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析等、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I. — (2)	サービスの向上		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	貿易保険法（平成 28 年 4 月 1 日施行）第 5 条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
貿易保険利用者アンケートによる利用者満足度「サービス向上」	—	—	52.6%	75.4%	69.5%	82.1%	79.5%	予算額（千円）	2,864,500	2,944,029	2,755,381	2,761,428	3,050,295
貿易保険利用者アンケートによる利用者満足度「意思決定・業務委処理の迅速化」	—	—	50.0%	66.0%	64.5%	68.2%	73.1%	決算額（千円）	2,630,547	2,818,409	2,563,621	3,514,634	3,461,764
								経常費用（千円）	4,231,077	3,694,266	7,238,633	6,263,393	5,072,166
								経常利益（千円）	4,202,100	3,477,456	3,850,317	2,947,015	4,001,034
								行政サービス実施コスト（千円）	▲ 9,907,427	▲ 7,416,036	▲ 11,791,763	▲ 18,159,707	▲ 16,770,808
								従事人員数	71	70	66	69	82

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>現在行っている業務について、利用者の視点に立ち、以下のサービスの向上に一層努めること。たとえば、WEB上のサービスの一層の充実、申込手続きや審査手続きの簡素化等により、利用者の利便性向上、負担軽減や業務処理期間の短縮に努めることとする。</p> <p>① 利用者の負担軽減 引受申請等に係る諸手続きや提出書類の合理化・簡素化をさらに進めること。第四期システムのオンライン機能を活用したWEBサービスの拡充や、運用の明確化等を推進すること。また、海外貿易保険機関等との連携を通じたワンストップ化等を進めることにより、利用者の手続面での負担の軽減を図ること。</p> <p>②意思決定・業務処理の迅速化 意思決定及び業務処理の方法について不断の改善を行うことにより、引受審査、保険金査定、債権回収等の各業務について処理の迅速化を図ること。特に、中小企業向け案件については、利用者の負担軽減や業務処理の改善に努めること。なお、その際の目安として、下記の基準を満たすよう努めること。</p>	<p>常にお客様の視点に立って、サービスの向上に努力し、お客様との信頼関係の構築に取り組みます。</p> <p>①お客様の負担軽減 パンフレット等お客様向け情報提供の見直しを適宜実施するとともに、保険引受申請や査定等の際にお客様にお願いする諸手続について、その必要性を検証し、プロセスや必要提出書類の簡素化・合理化を進めます。また、分かりにくい制度や運用を明確化し、お客様の負担を軽減します。第四期システム（SPIRIT-ONE）については、お客様のニーズを踏まえオンライン機能を活用したWEBサービスの更なる拡充、手続・情報提供の簡素化・効率化に努めます。更に、各国貿易保険機関との再保険ネットワークを通じ、国際共同事業を展開するお客様の保険手続に係る負担の軽減を図ります。</p> <p>②意思決定・業務処理の迅速化 保険業務運営に係る知見を集約したナレッジシステム（NEXIライブラリー）については、システム移行を検討の上、その内容について組織内での共有を徹底するとともに、意思決定・業務処理の迅速化を一層推進します。その際、下記の基準を厳守し、お客様との信頼関係の確立に努めるとともに、一層の迅速化を進めます。特に、中小企業のお客様向け案件については、中小企業のお客様向け案件については、お客様のニーズを踏まえ、業務処理の改善に取り組めます。</p> <p>・ 信用リスクに係る保険金の査定</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信用リスクに係る保険金査定期間：55日以下 ・ 保険料試算に関する回答：翌営業日（中長期 Non-L/G 信用御案件：5営業日） ・ 保険申込み等の不備連絡：5営業日 ・ 保険金請求書類等の不備連絡：3営業日 ・ 具体的な案件に対する制度照会：5営業日以内 ・ 政府が締結する債務繰り延べ等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分：翌営業日 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレット等お客様向け情報提供の見直しを適宜実施 ・ お客様による諸手続について、プロセスや必要提出書類の簡素化・合理化 ・ 分かりにくい制度や運用を明確化 ・ オンライン機能を活用 	<p><主要な業務実績></p> <p>■主な定量指標の達成状況</p> <p>全ての指標で目標達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間目標期間のすべての年度において、信用リスクに係る保険金の査定を、被保険者事由あるいは海外の関係当事者への照会による所要期間を除き、55日以下にて実施。 ・ 中間目標期間のすべての年度において、保険料の試算に関する問い合わせには、必要な情報を提供された翌営業日まで（中長期 Non-L/G 信用案件については5営業日以内）に回答。 ・ 中間目標期間のすべての年度において、提出された保険契約申込書等に不備がある場合、5営業日以内に連絡。 ・ 中間目標期間のすべての年度において、提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合、3営業日以内に連絡。 ・ 中間目標期間のすべての年度において、具体的な案件に係るお客様からの制度面の照会には5営業日以内に回答。 ・ 中間目標期間のすべての年度において、政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分は、日本貿易保険の口座に全額入金を確認された日の翌営業日までに送金処理の手続を的確に実施。 <p>■その他の指標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ “パンフレット等お客様向け情報提供の見直しを適宜実施”については、商品毎、対象お客様毎にわかりやすいパンフレットを作成。全保険種+中小企業向けパンフ+農水産事業者向けパンフの合計18種のパンフレットを改 	<p><自己評価></p> <p>【評定：A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度、年度当初予定していたサービス向上のための取組（利用者の負担軽減、意思決定・業務処理の迅速化、情報提供の強化と利用者ニーズの把握）を着実に実施した。 ・ 利用者の負担軽減については、パンフレットの作成・見直しやHPの見直し等を通じて、貿易保険の利用検討に際する負担の軽減を実現した。 ・ 引受プロセスの合理化については、オンラインでの保険申し込みが可能とすることで簡素な手続きでの保険引受を可能とするWebサービスの拡充及び保険引受に関する諸手続の見直しを継続実施。その結果、多くのプロセス改善を実現。特にWebサービスの拡充は、中期目標期間中において、27,177件の手続きがWebにて行われる等大きな効果を生んでいる。Webサービス利用者を対象に実施したアンケート（平成26年8月実施）によれば、<u>回答者の8割が利便性に満足しており、約9割が保険手続きに係る所要時間が短縮化につながっていると回答し</u>、お客様及びNEXIの双方にとって、費用対効果の高い取組であった。 ・ 再保険ネットワークの拡充についても継続的に取組む等、中期計画に沿った成果を上げた。 	<p>評定</p> <p>見込み評価は実施していない。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由> （見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載） <今後の課題> （見込評価時に検出されなかった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載） <その他事項></p>

<p>・信用リスク（註1）に係る保険金の査定期間を、被保険者事由あるいは海外関係当事者への照会による所要期間を除き、55日以下とする。</p> <p>・保険料の試算に関する問い合わせには、必要な情報を提供された翌営業日まで（中長期 Non-L/G 信用案件（註2）については5営業日以内）に回答する。</p> <p>・提出された保険契約申込書等に不備がある場合、5営業日以内に連絡する。</p> <p>・提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合、3営業日以内に連絡する。</p> <p>・具体的な案件に係る利用者からの制度面の照会には5営業日以内に回答する。</p> <p>・政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分は、日本貿易保険の口座に全額入金を確認された日の翌営業日までに送金処理の手続きを的確に行う。</p> <p>（註）</p> <p>1）「信用リスク」とは、一般的に、保険の目的となる契約の相手方の破産や債務の履行遅滞による損失発生の危険性を指す。</p> <p>2）「中長期 Non-L/G 信用案件」とは、信用供与期間が2年以上で、政府保証等がつかず、かつ、信用リスクをてん補している案件。</p> <p>③情報提供の強化と利用者</p>	<p>期間は、被保険者事由あるいは海外の関係当事者への照会による所要期間を除き、55日以下とする。</p> <p>・保険料の試算に関する問い合わせには、必要な情報を提供された翌営業日まで（中長期 Non-L/G 信用案件については5営業日以内）に回答する。</p> <p>・提出された保険契約申込書等に不備がある場合、5営業日以内に連絡する。</p> <p>・提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合、3営業日以内に連絡する。</p> <p>・具体的な案件に係るお客様からの制度面の照会には5営業日以内に回答する。</p> <p>・政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分は、日本貿易保険の口座に全額入金を確認された日の翌営業日までに送金処理の手続きを的確に行う。</p> <p>（註）信用リスクに係る保険金の査定期間算定における、被保険者事由あるいは海外の関係当事者への照会による所要期間とは、被保険者から提出書類の不備や回答遅延等のため保険金査定が行えない、もしくはこれらに起因して調査等の対応を要する期間を指す。</p> <p>③情報提供の強化とお客様ニーズの把握</p> <p>現在の保険商品に関する広報・普及体制を充実させ、潜在的なお客様の発掘に積極的に取り組みます。具体的には、ホームページやパンフレット等を逐次見直し、広報活動を通じて貿易保険の認知度の向上を図ります。また、貿易保険を利用されたことのない中堅・中小企業等の潜在的</p>	<p>した WEB サービスの更なる拡充、手続・情報提供の簡素化・効率化</p> <p>・各国貿易保険機関との再保険ネットワークを通じ、国共同事業を展開するお客様の保険手続きに係わる負担の軽減</p> <p>・ホームページやパンフレット等を逐次見直し、広報活動を通じて貿易保険の認知度の向上</p> <p>・貿易保険を未利用の中堅・中小企業等に対する積極的な商品紹介をセミナーや提携する地方銀行等との会合を通じて新たな顧客基盤への認知度の浸透</p> <p><評価の視点></p> <p>上述の目標の達成可否</p>	<p>訂又は新規作成。併せて Web サイト上に掲載している保険商品や手続案内等についても、分かりやすい表記変更や修正等を実施。</p> <p>・“お客様による諸手続について、プロセスや必要提出書類の簡素化・合理化”については、改めてお客様の要望を聴取し、各種改善を実施。簡素化・合理化の主な取組の筆頭に位置づけられるのは、保険申込み手続き等の Web 化対応である（後述）。その他の取組として、包括保険制度・中小企業輸出代金制度の見直し（「事前相談依頼書の」廃止等）、査定・回収制度の見直し（保険金請求後、被保険者回収義務から NEXI 主導への回収方針の転換、保険金支払いの査定の簡素化等）を実施した。</p> <p>・“分かりにくい制度や運用を明確化”については、引受、保険金査定等の運用の明確化（制度運用解釈に係る過去の内部ペーパー約 500 種類を分類・整備）を図り、約款等の規程を見直し、Q&A を作成することにより、保険商品の内容、填補範囲の明確化等を実施した。</p> <p>・“オンライン機能を活用した Web サービスの更なる拡充、手続・情報提供の簡素化・効率化”については、お客様の保険申込み手続きの事務負担軽減と効率化のため、平成 26 年度から平成 28 年度までの三カ年計画で短期保険に係わる各種手続きの Web 化に取り組んだ。これにより、引受額の約 7 割を占める大部分の短期保険の申込手続が従来の OCR シートやフロッピーディスクから Web で直接申込みが可能となった。Web 化サービスは、保険申込・変更の他、保険利用者の登録・変更、海外商社に関する手続き、事故に関する手続き等が直接 Web で対応できるようになり、提出書類の削減や保険手続の簡略化につながっている。これにより中期目標期間中において、27,177 件数の手続きを Web 申し込みにて受理した。</p>	<p>情報提供の強化と利用者ニーズの把握については、潜在的なお客様の発掘のため、新聞記事掲載への働きかけや HP リニューアル、全国でのセミナー等の開催・参加等を実施。また、既存のお客様のニーズ把握のため、主要なお客様や中堅中小企業海外事業支援ネットワーク（提携金融機関）の皆様との意見交換等の活動に継続的に取り組んだ。</p> <p>・これらの活動の結果として、貿易保険の利用社数は中期目標期間中に大きく増加しており、<u>独法となつて以降 600 社程度で推移していたが、本中期目標期間中に大きく伸び、平成 28 年度には 750 社を達成した。</u></p> <p>・貿易保険利用者アンケートの「サービスの向上」・「意思決定・業務処理の迅速化」（下表参照）の両者において、高評価回答の割合は、期初から大きく改善しており、中期目標期間中の本項目に関する取組が高評価であった旨を裏付けている。</p> <p><評価できると回答した割合></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 24 年</th> <th>平成 28 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービスの向上</td> <td>52.6%</td> <td>79.5%</td> </tr> <tr> <td>意思決定・業務処理の迅速化</td> <td>50.0%</td> <td>73.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p><課題と対応></p> <p>・ Web サービス利用者アンケートの結果を受けて、引き続き利便性の向上を目指した改善を実施する。</p>		平成 24 年	平成 28 年	サービスの向上	52.6%	79.5%	意思決定・業務処理の迅速化	50.0%	73.1%		
	平成 24 年	平成 28 年													
サービスの向上	52.6%	79.5%													
意思決定・業務処理の迅速化	50.0%	73.1%													

<p>ニーズの把握 中小企業を含めた利用者向け情報提供を強化する等、保険商品に関する広報・普及活動を積極的に展開すること。これまで貿易保険サービスを利用したことがない中堅・中小企業等の潜在的な利用者のニーズ及び既存の利用者についても、意見の聴取や定期的なニーズ調査等を通じ的確に把握・反映すること。</p>	<p>なおお客様への積極的な商品ご紹介を、セミナーや提携する地方銀行等との会合を通じて行い、新たな顧客基盤への浸透を図ります。また、こうしたお客様への支援に積極的な内外の関係諸機関との連携を強化し、効率的な普及活動を行います。また、お客様憲章の徹底を図りつつ、お客様の意見聴取・ニーズの把握を常に行い、お客様にとってより利便性が高く多様なサービスを提供できる体制を整えます。その際、新たなお客様のビジネス実態を踏まえるとともに既存のお客様についても定期的な調査等を通じ、お客様のニーズに応じた商品性の開発や改善を行い、保険制度の一層の普及に繋がります。</p>		<ul style="list-style-type: none"> “各国貿易保険機関との再保険ネットワークを通じ、国共同事業を展開するお客様の保険手続きに係わる負担の軽減”については、再保険ネットワークの構築に努め、<u>中期目標期間中に10機関との再保険協定を締結。合計26機関と再保険ネットワークを構築した。</u> “ホームページやパンフレット等を逐次見直し、広報活動を通じて貿易保険の認知度の向上”については、既述のパンフレットの改訂及び作成を行った。平成25年5月、更なる利便性の向上を図るため、ホームページのリニューアルを実施した。その他、<u>記事掲載の働きかけを通じ、中期目標期間中の掲載数は合計745件に到達した。</u> “貿易保険を未利用の中堅・中小企業等に対する積極的な商品紹介をセミナーや提携する地方銀行等との会合を通じて新たな顧客基盤への認知度の浸透”は後述参照（I-(4)重点的政策分野への戦略化・重点化） <u>上述のような一連のサービス向上の取組により、貿易保険利用社数は中期目標期間中、強い上昇傾向にあり、平成28年度末には750社を達成。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 多種多様な事故の請求に対し、規程に基づいた適切かつ迅速な保険金支払いを実施するため、約款に基づいた支払期限（3ヵ月又は1ヵ月）を遵守し、かつ、日数で計ることができない請求から支払いまでのお客様対応について、より質の高いものを目指す。 貿易保険の潜在的なお客様向けに積極的な広報活動を展開し、貿易保険の認知度を向上させ、その利用を促進する。 		
---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析等、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I. — (3)	リスク管理の強化及び業務の適正確保のための体制整備		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	貿易保険法（平成 28 年 4 月 1 日施行）第 5 条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
								予算額（千円）	1,492,768	1,514,072	1,335,942	1,560,807	1,562,346
								決算額（千円）	1,370,848	1,449,467	1,242,968	1,986,532	1,773,099
								経常費用（千円）	2,204,927	1,899,908	3,509,640	3,540,179	2,597,939
								経常利益（千円）	2,189,827	1,788,406	1,866,820	1,665,704	2,049,310
								行政サービス実施コスト（千円）	▲ 5,163,025	▲ 3,813,961	▲ 5,717,219	▲ 10,264,182	▲ 8,589,926
								従事人員数	37	36	32	39	42

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
リスク管理及び保険金査定等の業務運営、内部統制、コンプライアンス等の強化を図るための体制整備、並びに人材育成に努めること。 ①リスク管理の強化 重点的政策への対応強化を含め、安定的かつ継続的に貿易保険サービスを提供するため、個々のカントリーリスクやバイヤーリ	リスク管理及び保険金査定等の業務運営、内部統制、コンプライアンス等の強化を図るための体制整備、並びに人材育成に取り組めます。 ①リスク管理の強化 金融取引の高度化・我が国企業の対外取引の複雑化を背景に、高度・複雑かつ広範なリスク審査が必要とされる案件の引受が増大傾向にある中、安定的かつ継続的に貿易保険サービスを提供するため、現在の案件のリスク審査の在り方を随時見直すとともに、職員の専門能力を高	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ・ポートフォリオベースでの管理を強化 ・リスク審査能力の向上（具体的に	<主要な業務実績> ■その他の指標の達成状況 ・ “ポートフォリオベースでの管理を強化” するため、短期保険種における与信審査精度の向上のための措置（信用調査取得にかかる入札方法の改善、事故データ等の随時分析・格付手法へのフィードバック等）を中期目標期間を通じて随時実施。より精緻な与信審査手法の開発につなげた。またコー	<自己評価> 【評価：B】 ・ 中期計画にて記載のあった事項すべてを適切に実施。 ・ 貿易保険制度の目的である、外国貿易その他の対外取引の健全な発達の実現のため、適切なリスク管理体制を構築・維持・発展させることでリスクの質の多様化、量の拡大に対応した。	評価 見込み評価は実施していない。	評価 <評価に至った理由> (見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載) <今後の課題> (見込評価時に検出されなかった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載) <その他事項>	

<p>スクの審査の充実はもちろん、日本貿易保険全体のポートフォリオベースでの管理を強化する等、総合的なリスク管理を向上させること。</p> <p>また、複雑・高度化する様々なリスクを的確に分析・評価するため、職員の専門能力を高め、リスク審査能力の向上を図ること。</p> <p>② 専門能力の向上及び人材育成</p> <p>利用者のニーズに対応して質の高いサービスを提供するための体制整備を図るため、専門能力を有する人材の登用や能力開発を通じ、リスク分析、貿易実務、国際金融ビジネス等に関する職員の高度な専門的知見を涵養すること。また、専門性の高い職員を定着させ、その能力を最大限引き出せるよう魅力ある就業環境を形成すること。</p> <p>③ 保険金の的確な査定</p> <p>保険金の支払いに関する的確な査定を行う観点から、平成23年10月28日付け会計検査院の指摘をも踏まえ、的確な査定を行うための体制を整備する等再発防止に向けた必要な取組みを行うこと。</p> <p>④内部統制の強化とコンプライアンスの徹底</p> <p>独立行政法人における内部統制にかかる総務省の研究会報告書等を参考としつつ、法令遵守態勢を徹底するとともに、適切な業務プロセスを確保するため、コンプライアンス委員会に加えて新たに</p>	<p>め、リスク審査能力の強化を図ります。さらに、日本貿易保険全体のポートフォリオベースでの管理を強化する等、リスク管理体制の整備に取り組みます。</p> <p>複雑・高度化する様々なリスクを的確に分析・評価するため、職員の専門能力を高め、リスク審査能力の向上を図ります。具体的には、国際金融、カントリーリスク、財務、法務、貿易実務等の専門性向上を目的として、現在行っている各種研修の更なる充実を図ります。</p> <p>また、国内外の関係諸機関との連携体制の強化等、審査・情報収集能力の向上に取り組みます。</p> <p>②質の高いサービス提供のための専門性向上及び人材育成</p> <p>対外取引の複雑化、産業界のニーズの変化等に伴い、貿易保険がてん補すべきリスクの性質も一層複雑なものとなりつつあることに鑑み、ニーズに応じて質の高いサービスを提供できる専門家集団となるよう組織全体の専門能力向上に引き続き取り組みます。</p> <p>国際金融、法務、財務、貿易実務等に関する専門知識を有する人材の採用を進めるほか、プロパー職員の定着、十分な職員研修等により、高度な専門性と実践能力の向上に取り組みます。</p> <p>③保険金の的確な査定</p> <p>保険金の支払いに関する的確な査定を行う観点から、平成23年10月28日付け会計検査院の指摘をも踏まえ、業務処理の迅速化にも留意しつつ、的確な査定を行うための体制を整備し、再発防止に取り組みます。具体的には、事例研究等を通じたノウハウの共有等を図るとともに、マニュアルを随時見直し、的確な保険金査定を体制を整備します。</p> <p>④内部統制の強化とコンプライアンスの徹底</p> <p>独立行政法人における内部統制にかかる総務省の研究会報告書等を参考としつつ、法令遵守態勢の徹底及び適切な業務プロセスの確保のため、コンプライアンス委員会に加えて新たに</p>	<p>は、国際金融、カントリーリスク、財務、法務、貿易実務等)</p> <p>・専門知識(国際金融、法務、財務、貿易実務等)を有する人材の採用の推進</p> <p>・保険金支払いに関して事例研究等を通じたノウハウの共有、マニュアルの随時見直し、的確な保険金査定体制の整備</p> <p>・内部統制の強化とコンプライアンスの徹底</p> <p>・情報開示を通じた業務運営の透明性の確保</p> <p><評価の視点></p> <p>上述の目標の達成可否</p>	<p>ポレートガバナンス委員会・コーポレートガバナンス部の新設を契機として、「統合リスク管理」の考え方を取り入れ、集中リスク等、より広範なリスクの分析・管理を実現。</p> <p>・ “審査・リスク管理能力の向上”のため、船舶・電力IPP等、特定分野の引受に際して、チェックすべきポイントを引受審査チェックポイントとして作成。案件管理の徹底のために案件管理会議を発足させ関係者間での連携を強めることでより効率的な審査環境を実現。</p> <p>・ また、より精緻なリスク評価を実現するため、他国ECAのリスク管理体制についての調査や海外事業資金貸付保険における保険料率区分の精緻化等を実施。</p> <p>・ カントリーリスクの調査にあつては、日本エネルギー研究所、JETRO、JICA、アジア経済研究所等の国内関係機関のみならず、他国ECA、他国政府機関、他国中央銀行、IMF等国際機関等とも連携し、審査・情報収集能力の向上を実現。他国ECAに先駆けて平成27年のアルゼンチンの引受全面再開を実施する等の成果につながった。</p> <p>・ “専門知識(国際金融、法務、財務、貿易実務等)を有する人材の採用の推進”については、質の高いサービス提供のための専門性向上及び人材育成に関連し、弁護士資格保有者や再保険会社出身</p>	<p>・ 上記より、計画に記載のある項目を着実に実施したため、本項目はB評価とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>・ リスク管理の徹底のため、統合的リスク管理(保険引受リスク、資金運用(財務)リスク、オペレーショナルリスク(事務リスク、システムリスクを含む)のPDCAサイクルを確立させる。</p> <p>・ 各種研修の実施により、引き続き職員の専門能力の向上に取り組む。</p> <p>・ 保険金の的確な査定に向けて、グループ内でマニュアルや運用の整備(適時見直しを実施)を行い、知見を高めるとともに事例研究会の開催を通じて営業部門の査定業務に対する理解を深める。</p> <p>・ 内部統制基本方針の的確な運用と危機管理体制の充実化、コンプライアンス・プログラムの周知徹底を図る。</p> <p>・ ステークホルダーや社会に対し、ガバナンス(リスク管理体制、コンプライアンス及び評価委員会等)に関する情報を積極的に開示する。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

<p>に専門部署を設ける等内部統制について、更に充実・強化を図ること。</p> <p>また、機密情報・個人情報保護を含めた情報管理の徹底等に努めること。</p> <p>⑤業務運営の透明性の確保</p> <p>利用者を含め国民に対して業務内容や組織・業務運営の状況を明らかにし、事業の公正かつ透明な実施を確保するべく、情報公開を積極的に行うこと。</p> <p>また、企業会計基準に基づく財務諸表や経営実態をわかりやすく開示するとともに、貿易保険の政策的意義や長期間にわたる収支相償等の特性について十分に説明し、業務運営に対する国民の理解増進に努めること。</p>	<p>専門部署の設置を検討し可能な限り早期に結論を得る等、内部統制の強化を図ります。</p> <p>機密情報・個人情報保護を含む情報の厳格な管理に当たり、社内の周知徹底させるため、社内研修等の充実に取り組むとともに、管理体制の改善を図ります。</p> <p>⑤情報開示を通じた業務運営の透明性の確保</p> <p>国民の皆様に対して業務内容や組織・業務運営の状況を明らかにし、日本貿易保険の事業について一層理解頂くべく、情報開示を積極的に行います。</p> <p>第一期・第二期・第三期中期目標期間においても原則企業会計原則に基づく財務諸表の公表・経営実態を適切に反映した事業報告書の公開等を通じ、お客様を含めた国民の皆様への適切な情報開示に取り組んでまいりました。引き続きこうした情報を一層分かりやすく開示するとともに、貿易保険の政策的意義や長期間にわたる収支相償等の特性についても十分に説明する等して、日本貿易保険の業務運営の透明化に取り組めます。</p>		<p>者等の即戦力人材の採用を継続するとともに、平成27年4月からは新卒採用も実施。保険業務に関連した研修の充実等を通じ、これらの人材の専門性の向上を実現。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ “保険金の的確な査定”については、平成23年10月28日付会計検査院の指摘について迅速に対応し、再発を防止した。また査定マニュアル作成・改訂や事故事例研究会を開催する等の対策を実施し、社内の査定能力向上を実現した。 ・ “内部統制の強化とコンプライアンスの徹底”については、BCPの策定、コンプライアンス委員会の設置及びコンプライアンス・プログラムの策定、コンプライアンス・プログラム等に基づく情報管理の徹底等を通じ、内部統制の強化を実現。 ・ 業務運営の透明性の確保のため、企業会計原則に基づく財務諸表の公表や事業報告書の公表を官報やホームページを通じて実施。 			
---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析等、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I. — (4)	重点的政策分野への戦略化・重点化		
関連する政策・施策	日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日） インフラシステム輸出戦略（平成 25 年 5 月 17 日） 「質の高いインフラパートナーシップ」（平成 27 年 5 月 21 日） 「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」（平成 27 年 11 月 21 日） 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（平成 28 年 5 月 23 日）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	貿易保険法（平成 28 年 4 月 1 日施行）第 5 条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
政策的重要案件比率	3割程度	—	30.8%	32.3%	45.7%	53.2%	44.7%	予算額（千円）	2,259,324	2,313,165	2,212,655	2,161,117	2,231,923
中小企業保険新規利用社数	50社/年	—	36社	34社	56社	65社	90社	決算額（千円）	2,074,797	2,214,464	2,058,665	2,750,583	2,532,998
								経常費用（千円）	3,337,187	2,902,637	5,812,842	4,901,786	3,711,341
								経常利益（千円）	3,314,332	2,732,287	3,091,921	2,306,360	2,927,586
								行政サービス実施コスト（千円）	▲ 7,814,308	▲ 5,826,886	▲ 9,469,143	▲ 14,211,944	▲ 12,271,323
								従事人員数	56	55	53	54	60

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>日本貿易保険は、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等との密接な連携に努めること。中でも「日本再生の基本戦略」を踏まえ、以下に掲げるような政府として重点的に取り組むべき分野について一層戦略化・重点化しつつ、引受けの質的及び量的な拡大を図り、政策的に特に重要な中長期貸付及び投資案件の引受比率を現行の2割から中期目標期間中に3割程度に引き上げること（その際の指標については、経済産業省が今後策定予定の国際競争力強化に向けたプログラムを踏まえるものとする。）。</p> <p>こうした重点分野は、毎年度計画策定前に経済産業大臣が日本貿易保険に対して提示する場合にはそれを踏まえるとともに、日本貿易保険が行う国別引受方針の見直しにおいては、国の政策と一致させるよう努めること。</p> <p>①新たな成長戦略への対応</p> <p>新たな成長戦略の実現に向け、アジアを中心とする旺盛なインフラ需要にこが我が国の強い経済を復活させるための鍵であるとの認識に立ち、鉄道・水・電力等のパッケージ型イン</p>	<p>我が国対外取引の発展を担う公的機関としての役割に鑑み、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等における要請を十分に踏まえ、中期目標に示されている政策課題の達成に率先して取り組み、その達成に向けて当該分野の引受リスクの質的及び量的な拡大を図り、政策的に特に重要な中長期貸付及び投資案件の引受比率を現行の2割から中期目標期間中に3割程度へ引き上げます。このため、以下の政策課題について、政策上の具体的要請を把握した上で、各年度計画に必要な制度上の具体的対応策を盛り込み、着実に実行に移します。また、当該分野の引受リスク拡大に向けた商品・制度の普及に努め、政策の実現に貢献します。国別引受方針の見直しについては、国毎のリスクを踏まえつつ、国の政策を十分に踏まえます。</p> <p>①新たな成長戦略への対応</p> <p>アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に対応した新成長戦略の実現に向け、政府と連携して鉄道・水・電力等のパッケージ型インフラの海外展開のより効果的な活動支援に一層積極的に取り組みます。そのために、現地通貨建てファイナンスを含めた付保を積極的に行うほか、事業の特性を踏まえた更なる制度の改善を図ることにより、民間事業者が直面する多様なリスクの補完、商品性の改善等に取り組めます。航空機分野については、我が国企業が参画する国際共同開発プロジェクトに係る再保険引受を引き続き積極</p>	<p>＜主な定量的指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策的に特に重要な案件の引受比率について、毎年度3割に引き上げ ・中小企業の利用拡大（26年度以降、年間新規利用者50社以上） <p>＜その他の指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新成長戦略の実現に向け、政府と連携してパッケージ型インフラの海外展開のより効果的な活動支援 ・航空機分野に係わる再保険引受の積極的な推進 ・国産航空機輸出支援では、他国に比べて遜色のない形で貿易保険の付保による支援 	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>重点的政策分野への戦略化・重点化</p> <p>■主な定量指標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本中期目標期間において、重点的政策分野への戦略化・重点化が行われ、政策的に特に重要な案件の引き受け比率は上昇。各年度目標の3割を超える実績となった。（また、中期目標期間の平均として42.5%を達成。） ・“中小企業の利用拡大（26年度以降、年間新規利用者50社以上）”については、平均70社/年を達成した。 <p>■その他の指標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・“新成長戦略の実現に向け、政府と連携してパッケージ型インフラの海外展開のより効果的な活動支援”については、新たな成長戦略への対応について、英国・高速鉄道プロジェクト、等の交通案件や、シンガポール・淡水化機器輸出プロジェクト等の水関連プロジェクト、インドネシア国営発電公社向けプロジェクト等の電力関連プロジェクト等、のパッケージ型インフラの海外展開に積極的に取り組み、中期目標期間中に、合計53件引き受けを実施。 ・“航空機分野に係わる再保険引受の積極的な推進”では、米国輸出入銀行からの再保険について取り組み、中期目標期間中に合計163機の引き受けを実施。 ・“他国に比べて遜色のない形で貿易保険の付保による支援国産航空機輸出支援”では、航空機保険の制度設計にも取組、制度設計の基礎となる約款について関係者の合意を得る等の進展を得た。 ・“中小企業輸出代金保険等を始めとする貿易保険商品等の普及・広報の取り組みを強化”としては、中小企業の国際展開支援について、提携金融機関の拡大、セミナー、説明会への参加、中小企業専用の 	<p>＜自己評価＞</p> <p>【評定：A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定量目標である政策的に特に重要な案件の引受比率について、毎年度、目標の3割を大きく超え中期目標期間の平均においても42.5%。同じく定量目標である中小企業保険新規利用社数についても平均して70社/年と目標を大きく超えた実績を上げ、両者ともに、目標の120%を超えた顕著な成果を上げた。 ・民間金融機関による貿易保険付保債権の買い取りについて、平成28年度に生命保険会社が第一号となる貿易保険付保債権の第一号案件を承認。同取組は、投資家層の拡大及びリスクマネーの供給に資するものであり、高く評価できる。 ・その他の項目についても毎年度の計画を上回る実績をあげた。 ・また、毎年度政策上の具体的要請について迅速に対応し、新興国 	<p>評定</p> <p>見込み評価は実施していない。</p>	<p>評定</p> <p>＜評定に至った理由＞</p> <p>（見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載）</p> <p>＜今後の課題＞</p> <p>（見込評価時に検出されなかった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載）</p> <p>＜その他事項＞</p>

<p>フラの海外展開の支援に一層積極的に取り組むこと。そのために、現地通貨建てファイナンスを含めた付保を積極的に行うほか、事業の特性を踏まえた更なる制度の改善を図ることにより、民間事業者が直面する多様なリスクを日本貿易保険が補完し、海外展開を強力に支援していくこと。また、国産航空機や宇宙関連産業のファイナンス面からの輸出支援に積極的に取り組むこと。</p> <p>②中小企業及び農業等の国際展開支援</p> <p>全国各地の中小企業の国際展開を支援するため、平成23年度に創設した地銀提携ネットワーク（現在11行）を出来る限り早い時期に倍増以上に拡充し、民間金融機関や中小企業関係機関のネットワークを一層活用して、利便性を向上させるとともに、民間金融機関による貿易保険付保債権の買取りや担保貸付（保険事故前輸出代金債権の流動化支援等）の機会を拡大していくこと。</p> <p>また、中小企業のみならず、サービス産業、クリエイティブ産業、農業、建設業といったこれまで国際展開が十分に進んでいなかった分野についても貿易保険の利用促進を図り、「日本」ブランドの復活・強化にも貢献すること。</p>	<p>的に進めるとともに、事業化が決定された国産航空機の輸出支援については、他国に比べ遜色のない形で貿易保険の付保による支援を実施します。加えて、宇宙関連産業のファイナンス面からの輸出支援に積極的に取り組めます。</p> <p>②中小企業及び農業等の国際展開支援</p> <p>中小企業のお客様の国際展開支援として、関係諸機関とも連携し、中小企業輸出代金保険等を始めとする貿易保険商品等の普及・広報の取り組みを強化します。</p> <p>また、地方銀行との提携ネットワークや信用金庫との提携等、民間金融機関や中小企業関係機関のネットワークを大幅に拡大し、提携関係の一層の質的強化等を通じて、中小企業の利用拡大（26年度以降、年間新規利用50社以上）に繋げるほか、民間金融機関による貿易保険付保債権の買取りや担保貸付（保険事故前輸出代金債権の流動化支援等）の機会を拡大します。</p> <p>更に、中小企業のみならず、サービス産業、クリエイティブ産業、農業、建設業といったこれまで国際展開が十分に進んでいなかった分野についても、貿易保険の利用促進を図り、「日本」ブランドの復活・強化にも貢献します。</p> <p>③環境・安全技術の普及</p> <p>我が国の経験・教訓を踏まえた先進的な環境・安全技術の輸出や省エネ・環境改善に資するプロジェクトについて、適切なリスク審査を行いつつ引受を拡大します。更に、地球温暖化対策の重要性に鑑み、地球環境保</p>	<p>・中小企業輸出代金保険等を始めとする貿易保険商品等の普及・広報の取り組みを強化</p> <p>・「日本」ブランドの復活・強化</p> <p>・民間金融機関による貿易保険付保債権の買取りや担保貸付の機会増大</p> <p>・環境社会配慮ガイドラインに基づいた的確な審査の実施</p> <p>・新規の再保険協定・協力協定の締結を推進</p> <p>・資源開発やインフラ整備等への取組への積極的な支援</p> <p>・災害等の影響を受けた日本企業の海外事業展開を支援</p> <p><評価の視点></p> <p>上述の達成可否</p>	<p>保険種である中小企業輸出代金保険の制度改善等に取り組んだ。</p> <p>具体的には、提携金融機関については、中期目標期間中に大きく拡大し（平成23年度：11機関→平成28年度：114機関）、全都道府県に少なくとも一つはNEXIとの提携金融機関がある環境を実現。また、平成25年度、NEXIが提供する各種保険商品の案内及び利用事例を分かりやすくアニメで照会する動画と同時に、貿易保険を利用したお客様の生の声を取り入れた案内動画を作成し、ホームページ上で公開。同時に上記動画の内容を冊子にまとめたマンガ形式のパンフレットを作成し、全国の提携金融機関、JETRO、中小企業基盤整備機構、日本商工会議所、東京商工会議所等を通じて配布し、広く広報活動を展開し、貿易保険の認知度の向上につなげた。</p> <p>提携金融機関向けの勉強会や中堅中小企業のお客様向けセミナーについては、積極的に参加し中期目標期間中に446件参加。また、中小企業専用の保険種である中小企業輸出代金保険については、引受額上限の引上げや信用調査無料枠の拡大等の制度改善に取り組んだ。その結果、中期目標期間の中途（平成26年度）から数値目標となった中堅・中小企業の貿易保険新規利用社数については目標の50社/年を大きく上回る実績を上げた。</p> <p>「日本」ブランドの復活・強化については、農業等の国際展開支援により、日本酒等の日本ブランドの輸出について貿易保険にて支援を行うのみならず、我が国食料安全保障上の重要物資の輸入の確保に資する案件を4件（※）引き受ける等、様々な側面で農業関連の国際展開を支援した。また、前述の中小企業輸出代金保険について平成28年度制度改正を行い、その対象に農林水産業関連法人を追加、農業のさらなる国際展開支援が可能な制度環境を整えた。</p> <p>※具体事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ブラジル／農業開発プロジェクト ➤ アルゼンチン／農業開発プロジェクト等（両プロジェクトとも、融資期間中、一定穀物が日本向けに輸出される） 	<p>向けの国別引受方針の改訂や中小農林水産輸出代金保険の創設において、個別のリスクを踏まえた上で、政策との一体性を確保した取組を実施。</p> <p>前述のように、中期計画にのっとり、柔軟な対応を行った上で、数値目標において顕著な成果を上げたことから、本項目についての評価はAとする。</p> <p>災害等の影響を受けた日本企業の海外事業展開を支援については、中期目標移管中、東日本大震災後の風評被害を始めとして、タイの洪水等によるサプライチェーン寸断、輸出先国によるマイマイガ規制への対応、熊本地震で被災されたお客様の対応等、あらゆる面で支援を実施した。</p> <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「質の高いインフラパートナーシップ」に基づく機能強化を活用しつつ、チャレンジングなリスクに対応し、日本企業の輸出や海外事業展開を積極 		
--	--	---	---	---	--	--

<p>③環境・安全技術の普及 環境社会配慮ガイドライン等の遵守にとどまらず、我が国の経験・教訓を踏まえた先進的な環境・安全技術の輸出やプロジェクトの組成を、地球環境保険の活用等により積極的に支援し、持続的な世界経済の発展にも貢献すること。</p> <p>④ 諸外国との経済連携等の強化 アジアを中心とするグローバル需要を取り込むべく、各国の輸出信用機関との再保険協力や民間事業者等との連携を推進することにより、利便性を高め、現地日系企業の事業展開や国際プロジェクトを支援すること。また、こうした取組みを通じて、貿易保険制度に関する各国との相互理解や協力関係を深め、OECD等における先進国間での議論にとどまらず、新興国も含む形での輸出信用の枠組みに関する国際的議論の進展を促すこと。</p> <p>⑤ 資源の安定供給源確保 昨今の地政学的リスクの拡大、資源価格の上昇、大震災後の我が国電力需給の逼迫等に鑑みれば、原油・LNG、レアアース・レアメタル等資源の安定供給源確保はこれまで以上に重要となる。したがって、資源エネルギー総合保険の戦略的な活用を含め、我が国企業による海外資源</p>	<p>險の積極的活用等を通じ、世界的なCO2排出量の削減、並びに持続的な世界経済の発展にも貢献します。</p> <p>また、OECDにおける環境共通アプローチの議論等を踏まえ改定した新たな環境社会配慮ガイドラインによる審査を的確に行うとともに、効率的かつ適切な審査を担保する態勢を整備します。</p> <p>④諸外国との経済連携等の強化 各国の輸出信用機関との再保険協力や民間事業者等の連携を推進することにより、貿易保険の利便性を高め、アジアを中心とするグローバル需要を取り込むべく、現地日系企業や国際プロジェクトを支援します。具体的には、新規の再保険協定・協力協定の締結を推進します。また、これまで12機関の海外輸出信用機関と再保険協定を締結し、アジアの6機関とアジア再保険協定を締結していますが、ニーズの変化等に対応し、既存協定の見直しも随時実施していくことで、利便性の向上を図ります。こうした取組を通じて、貿易保険制度に関する相互理解を深め、新興国も含む形での輸出信用の枠組みに関する国際的議論の進展を促進するとともに、この実現に向けた取組を含め人材育成・情報交換等各国貿易保険機関との協力を推進していきます。</p> <p>⑤資源・エネルギーの安定供給源確保 昨今の地政学的リスクの拡大、資源価格の上昇、大震災後の我が国電力需給の逼迫等に鑑み、我が国の原油・LNG、レアアース・レアメタル等の資源の安定確保に貢献すべく、資源エネルギー政策を踏まえつつ、資</p>		<ul style="list-style-type: none"> “民間金融機関による貿易保険付保債権の買い取りや担保貸付の機会増大”については、自己信託スキームの債権流動化は8件の承認実績があり、平成28年度には生命保険会社が投資家となる第一号案件が成立した。 “環境社会配慮ガイドラインに基づいた的確な審査の実施”については、環境安全技術の普及のため環境社会配慮ガイドラインの改訂を実施。平成25年度には、NEXIとして初めて一冊の冊子にまとめ、関係者は配布・ホームページ上に掲載し、対外的な周知活動を図り、環境社会影響について、適切な審査を担保する環境を整備した。また、CO2排出量の削減に寄与する案件を中期目標期間中に合計23件引き受ける等、持続的な世界経済の発展に貢献。 “新規の再保険協定・協力協定の締結を推進”については、諸外国との経済連携等の強化については、諸外国のECAと再保険等において連携を進め、<u>中期目標期間中に11件の協定を締結した</u>。また、ECAのみならず、<u>海外の民間保険会社4社とも再保険協定を締結し</u>、本邦企業の海外展開支援の基盤となる協調関係を実現。 “資源開発やインフラ整備等への取組への積極的な支援”については、資源・エネルギーの安定供給源の確保については、資源エネルギー特約等を活用し、資源・エネルギーの供給源確保につながる案件を中期目標期間中に合計で26件引き受けを実現。具体的には、平成24年にオーストラリア／イクシス向けプロジェクト（保険価額約27.5億米ドル）により、輸出されるLNGのうち約7割が日本向けに供給され、平成26年、2件の米国シェールガスLNGプロジェクトの支援では、我が国初の米国産ガスの引取を可能とする画期的な取組となった。 “災害等の影響を受けた日本企業の海外事業展開を支援”については、東日本大震災後の風評被害対策に引き続き取り組むとともに、タイの洪水等によるサプライチェーン寸断の影響を鑑み、海外現地法 	<p>的に支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の規模や新規・継続を問わず、貿易保険の利用を促進し、利用社数の増加を図る。特に、中堅・中小企業や農林水産業の輸出促進が政策的な課題となっていることも踏まえ、当該分野の利用を促進する。 国内外の関係機関との連携や関係強化により、貿易保険の認知度向上を図るとともに、日本企業の輸出・事業参画の環境の整備に取り組む。 		
---	---	--	---	---	--	--

<p>開発や周辺インフラ整備等への積極的な取り組みの支援、国営資源企業との協力強化に努めること。</p> <p>⑥東日本大震災等への対応 東日本大震災で被災した中小企業や原発事故に伴う風評被害に遭った輸出企業に対する支援を確実に継続すること。また、タイの洪水によるサプライチェーンの寸断の経験も踏まえ、我が国企業の海外現地法人の運転資金や販売支援等にも積極的に取り組むこと。</p>	<p>源エネルギー総合保険の積極的かつ戦略的な引受を通じて、お客様の海外での資源開発やインフラ整備等への取り組みを積極的に支援します。</p> <p>⑥東日本大震災等への対応 東日本大震災で被災した中小企業や原発事故に伴う風評被害に遭った輸出企業に対する支援を確実に継続するとともに、タイの洪水によるサプライチェーンの寸断で影響を受けた我が国企業の海外現地法人向けの運転資金支援等にも積極的に取り組み、災害等の影響を受けた日本企業の海外事業展開を支援します。</p>		<p>人向け運転資金支援を実施。運転資金支援制度を恒久化するための制度改正を実施する等、日系海外現地子会社への円滑な資金供給を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年に大量発生したマイマイガについて、仕向国によるマイマイガ規制に関連して追加的に発生した運賃等の費用をてん補の対象とし、日本企業の海外事業展開を支えた。 平成 28 年の熊本地震で被災されたお客様を対象として、一定期間、保険契約諸手続の猶予、被保険者義務の猶予・減免、被保険者の経済的負担の減免を実施した。 			
---	---	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析等、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I. — (5)	民間保険会社による参入の円滑化		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	貿易保険法（平成 28 年 4 月 1 日施行）第 5 条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
貿易保険利用者アンケートによる利用者満足度「民間保険会社との協力」	—	—	59.9%	54.0%	59.6%	54.8%	59.0%	予算額（千円）	121,035	210,288	208,741	120,062	148,795
								決算額（千円）	111,150	201,315	194,214	152,810	168,867
								経常費用（千円）	178,778	263,876	548,381	272,321	247,423
								経常利益（千円）	177,554	248,390	291,691	128,131	195,172
								行政サービス実施コスト（千円）	▲ 418,624	▲ 529,717	▲ 893,315	▲ 789,552	▲ 818,088
								従事人員数	3	5	5	3	4

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>日本貿易保険は、民間事業者の事業機会拡大のための環境整備に一層努めること。</p> <p>①海外フロンティング契約の締結促進等</p> <p>海外フロンティング契約（民間保険会社の海外子会社が引き受けた保険責任を日本貿易保険が再保険の形で引き受ける契約。）の締結促進、地方金融機関との販売委託の拡充等、海外拠点や地方の中小企業を含む利用者ニーズを確認しつつ、民間事業者の事業機会拡大に向け一層積極的に取り組むこと。</p> <p>②サービス提供の在り方の見直し</p> <p>近年、国際金融危機の影響を受けた民間保険会社の引受体力低下と、これを受けた公的貿易保険の拡充の動きが各国で顕著となったことに留意しつつ、仮に民間事業者が十分かつ安定的にサービスを提供するという見通しが利用者から見て明確になった時には、当該分野に対する日本貿易保険のサービス提供の在り方を抜本的に見直すこと。また、保険会社に対する支払余力規制強化等の国際的動向や東</p>	<p>民間保険会社による参入の円滑化については、組合包括保険制度への付保選択制導入、民間保険会社との業務提携等、お客様の選択肢の拡大のための商品の柔軟性向上に努めてきましたが、引き続き民間事業者の事業機会拡大のための環境整備に取り組みます。</p> <p>①海外フロンティング契約の締結促進等</p> <p>海外に事業展開するお客様のニーズを確認しつつ、民間事業者の事業機会拡大に向け積極的に取り組みます。具体的には、海外フロンティング契約の締結促進、地方金融機関との販売委託の拡大等に取り組む他、適用スキームの拡充等を通じ、販売実績の向上を図ります。</p> <p>②サービス提供の在り方の見直し</p> <p>パンフレットやホームページ等の各種公表資料を通じた情報公開、民間保険会社への業務委託等を通じて、貿易保険商品に関する情報・ノウハウの提供・共有が円滑に行われるよう引き続き配慮します。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>・海外フロンティング契約の締結促進、地方金融機関との販売委託の拡大に取り組み、販売実績を向上</p> <p>・サービス提供の在り方の見直し”</p> <p><評価の視点></p> <p>上述の達成可否</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>■その他の指標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外フロンティング契約の締結促進については、平成 22 年度から販売を開始した海外フロンティング（所在国：シンガポール、香港）に加え、平成 25 年度からは当該国内の取引も保険の対象とできる海外新フロンティング（所在国：シンガポール、香港、タイ）の販売も開始。さらに、平成 28 年度には欧州（英国）をフロンティング展開地域に追加。 中期目標期間中に合計 307 件、引受額は約 700 億円の実績を上げた前中期目標期間（第三期）のフロンティング実績は合計 13 件、引受額が約 3 億円。また、国内再保険スキームを平成 27 年度に開発し、平成 27 年度から平成 28 年度の 2 年間で 32 件、引受額 158 億円の実績を上げた。 サービス提供の在り方の見直しについては、前述の国内再保険スキームの創設のみならず、民間保険会社のリスク引受余力の低下を踏まえて同会社を利用していた日系企業が十分な与信枠を得られない事態への対応として、欧米民間保険会社や他国 ECA との再保険協定の締結を推進（平成 24 年カナダ輸出開発公社、平成 25 年ユーラーヘルメス、平成 26 年フランス貿易保険会社、平成 27 年 AIG、平成 28 年 Houston Casualty Company、平成 28 年ロシア輸出信用・投資保険機関）。 再保険やフロンティングにおける貿易保険商品の情報・ノウハウの提供・共有が円滑に行われるように、中期目標期間 	<p><自己評価></p> <p>【評定：A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外フロンティングについて、新商品の開発等も含め積極的に対応、最終年度には年度目標を大きく上回る実績をあげ、中期目標期間中においても、左記のとおり第三期と比べめざましい実績を上げた。 また計画になかった欧米民間保険会社や他国 ECA との協調にも積極的に取り組み、海外進出をしている日系企業の事業拡大を支援。 お客様の選択肢拡大のため、平成 25 年度から新フロンティングの販売を開始し、民間事業者と継続的に貿易保険商品の情報・ノウハウの共有を積極的に推進した。これらが奏功し、最終年度に数値目標を大きく上回る実績を上げた上で、計画になかった欧米民間保険会社や他国 ECA との協調にも取り組んだ実績にかんがみ、本項目の評定は A とする。 <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 民間損害保険会社との連携による日系企業向けの再保険及び海外フロンティングを推進する。 	<p>評定</p> <p>見込み評価は実施していない。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p>（見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載）</p> <p><今後の課題></p> <p>（見込評価時に検出されなかった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載）</p> <p><その他事項></p>

<p>日本大震災が保険会社に与える影響についても注視しつつ、利用者から見た総体としての引受能力の確保・強化を図ること。</p>	<p>また、近年、国際金融危機の影響を受けた民間保険会社の引受体力低下と、これを受けた公的貿易保険の拡充の動きが各国で顕著となったことを踏まえ、民間保険会社の引受能力やサービス提供の状況を鑑み、また、保険会社に対する規制強化等の国際的動向も注視しつつ、適切な引受を実施するよう配慮します。</p>		<p>中、香港やタイの日本商工会議所でのセミナー開催、現地でのビジネス商談会にブース出展、保険ブローカー（AIG等）との共同セミナーを開催した。</p>			
---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析等、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II.	業務運営の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務費	第三期中期目標期間において削減を達成した水準以下	4,061百万円	3,569百万円	3,730百万円	3,631百万円	3,907百万円	4,023百万円	
一般管理費	平成23年度の一般管理費相当額を基準にして毎年度1%以上の削減	560百万円	535百万円	537百万円	504百万円	514百万円	500百万円	
競争性のある契約割合の件数	「随意契約等見直し計画」(平成22年4月)	87%以上	87%	87%	89%	89%	60% (89%*)	*平成29年4月のオフィスレイアウト契約、株式会社化関連契約、複数年契約を除いた場合
競争性のある契約割合の金額	「随意契約等見直し計画」(平成22年4月)	96%以上	96%	96%	95%	95%	92% (99%*)	*平成29年4月のオフィスレイアウト契約、株式会社化関連契約、複数年契約を除いた場合
一者応札・一者応募	—	平成20年度実績 7件	5件	6件	6件	7件	5件	
ラスパイレス指数 年令勘案	—	平成22年度実績 128.8	126.0	131.8	130.1	127.3	124.2	
ラスパイレス指数 年令・地域・学歴勘案	—	平成22年度実績 107.2	106.3	112.8	109.4	106.7	104.5	
第四期システム 保守費用	第四期システム保守費用	第四期システム保守費用(16.1億円)以下	12.4億円	13.7億円	14.5億円	12.9億円	11.6億円	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>第一期・第二期・第三期中期目標期間中に取り組んだ業務運営の効率化を一層推進すべく、更なるコスト意識の徹底、業務処理の合理化に努めるとともに、第四期システム開発・導入の効果を最大限発揮させることにより、効率的かつ安定的な事業基盤を確立することが必要である。</p> <p>(1) 業務運営の効率化</p> <p>貿易保険は、政府が運営費交付金を充当することなく、利用者から支払われる保険料等を収入原資として運営しているものであるが、支出にあたっては、費用対効果を十分検討する等によりコスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に努めること。</p> <p>なお、今後の独立行政法人改革（平成24年1月閣議決定を踏まえた組織・事務等の機動性の在り方の検討を含む。）の結果や今後の法改正等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行う。</p> <p>①日本貿易保険の業務運営に際しては、全ての支出の要否の検討、廉価な調達等に努めることにより、効率化を図ること。特に、独法改革の結果を踏まえ、既存業務の徹底した見直し、効率化を進めることとし、その業務費（人件費を含む。）については、最大限の努力を行うことにより、第三期中期目標期間において削減を達成した水準以下とすること。そのために、一般管理費については、当該中期目標期間中、平成23年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度1%以上の削減を行うこと。</p> <p>（註1）システム開発関連経費、特別会計改</p>	<p>第一期・第二期・第三期中期目標期間中においては効率的な業務運営基盤を確立すべく努めてきましたが、この体制を維持・強化し、一層の業務運営効率化を推進するため、職員のコスト意識を徹底するとともに、業務処理の合理化に取り組めます。また、第四期システム（SPIRIT-ONE）開発の効果を最大限発揮させることにより、効率的かつ安定的な事業基盤を確立します。</p> <p>(1) 業務運営の効率化</p> <p>貿易保険は、政府が運営費交付金を充当することなく、お客様から支払われる保険料等を収入原資として運営しているものであり、費用支出にあたっては、その費用対効果を十分検討する等、コスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に取り組めます。</p> <p>①中期目標に従い、リスク分析・評価の高度化や広報・普及活動等、中期目標の着実な達成のために必要な体制整備を行います。他方、各業務プロセスの合理化や担当職員の能力の向上、外部委託の適切な活用に取り組み、一層の業務効率の向上を図るとともに、組織編成・人員配置が業務量の負担に対応した適切なものとなるよう常に注視し、必要に応じた見直しを行います。</p> <p>また、人件費を含めたすべての費用について、当該支出の要否の検討、廉価な調達等に努め、業務費全体の効率的な利用に努めることにより、効率化を図ります。特に、独法改革の結果を踏まえ、既存業務の徹底した見直し、効率化を進めることとし、その業務費（人件費を含む）については、最大限の努力を行うことにより、第三期中期目標期間において削減を達成した水準以下とします。そのために、一般管理費については、当該中期目標期間中、平成23年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度1%</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務費（人件費含む）は、第三期目標期間において削減を達成した水準の維持 ・一般管理費は、平成23年度の一般管理費相当額を寿命として毎年度1%以上の削減 ・ラスパイレス指数（国家公務員の給与水準を100とした指数）の引下げ・適正確保に向けた取組 ・一者応礼・一者応募の改善と「随意契約見直し計画」に基づく取組 ・第四期システムの保守費用が第三期システムの保守費用を下回るように取り組む 	<p><主要な業務実績></p> <p>■主な定量指標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画において、第三期中期目標期間において達成した水準以下とすることが目標とされていた業務費について、対象年度のすべてで第三期中期目標期間最終年度の実績である4,061百万円を下回る水準を実現。 ・ 中期計画において、平成23年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度1%以上の削減を行うことが目標とされていた一般管理費については、目標を上回る削減率を実現（毎年度1%以上の削減を実現し、平成28年度は平成23年度比11%の削減率を実現）。 ・ “ラスパイレス指数（国家公務員の給与水準を100とした指数）の引下げ・適正確保に向けた取組”については、中期目標期間において、生産性の向上及び一層の業務の効率化を推進し、より能力主義・実力主義的な昇格・昇級基準を導入した結果、平成25年度及び26年度における実績は基準値を上回った。平成27年度及び28年度は、年令勘 	<p><自己評価></p> <p>【評定：A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画における業務費及び一般管理費とも、中期計画期間中、全ての年度で目標を達成した。基準設定当時の環境と比較して、経済のグローバル化が一層進展し、対外取引に伴う不確実性が高まる中、引受リスクの質的・量的な拡大に対し、限られた人員数での対応には限界があり、システムに依存せざるを得なかったことを鑑みれば、極めて困難な目標を達成したといえる。 ・ ラスパイレス指数の引き下げ・適正確保に向けた取組については、中期目標期間中、平成25年度及び26年度における実績は基準値を上回ったが、平成27年度及び28年度において年令勘案ベース及び年令・地域・学齢勘案ベースのいずれも基準値内に収めた。上述の業務費・一般管理費と同様に基準値のベースとなった平成22年度当時の状況と比較すれば、金融環境が変化し、引受リスクが質的・量的に拡大している中、一人当たりの責任残高は他国ECAとの比較においても類を見ないトップレベルであることを鑑みれば、極めて困難な目標を達成したといえる。 <p><各国ECAの人員数の状況の比較表は5Pを参照></p>	<p>評定</p> <p>見込み評価は実施していない。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p>（見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載）</p> <p><今後の課題></p> <p>（見込評価時に検出されなかった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載）</p> <p><その他事項></p>

<p>革・独法改革等の制度改革に伴う経費及びこれに向けた準備に必要な経費、日本再生の基本戦略を踏まえた法改正に伴う経費、中期目標期間中に新たに政策上必要が生じたため追加・拡充される施策に伴う経費は、上記の効率化指標となる業務費及び一般管理費の算出からは除く。</p> <p>(註2) 一般管理費とは、役員及び総務部のシステム部門を除く一般管理部門の人件費・賃借料・業務委託費・外国旅費等管理業務に係る経費とする。</p> <p>②人件費及び給与水準については、独法改革の結果を踏まえるとともに、国際金融等の専門性を確保しつつ、諸手当や専門能力認定の見直し等により、人件費やラスパイレズ指数(国家公務員の給与水準を100とした指数)の引下げ・適正確保に向けて取組みを進め、人件費全体の抑制を図ること。同時に、日本貿易保険の果たすべき役割・責任を全うするために必要な人材確保・育成を行い、新組織形態への移行を見据えつつ、専門性・機動性を備えた実施体制の整備を図ること。業務量拡大の状況下において、人的リソースの質と量が利用者ニーズへの対応及び各国貿易保険機関間の競争力の面で、業務上のボトルネックとならないよう留意しつつ、給与水準に係る目標水準・目標期限を設定してその適正確保に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表すること。</p> <p>③契約については、原則として競争性のある調達方式へと全面移行するとともに、一者応札・一者応募の改善に努め、システム開発・運用コストの削減を図ること。また、「随意契約見直し計画」に基づく取組みを着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特</p>	<p>以上の削減を行います。また、円滑な新組織形態への移行に向けた準備を進め、人材育成等を含め必要な手当を行います。</p> <p>なお、今後の独立行政法人改革(平成25年12月閣議決定を踏まえた組織・事務の機動性確保のための措置の検討を含む)の結果や今後の法改正等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行います。</p> <p>(註1) システム開発関連経費、特別会計改革・独法改革等の制度改革に伴う経費及びこれに向けた準備に必要な経費、日本再生の基本戦略を踏まえた法改正に伴う経費、中期目標期間中に新たに政策上必要が生じたため追加・拡充される施策に伴う経費は、上記の効率化指標となる業務費及び一般管理費の算出からは除く。</p> <p>(註2) 一般管理費とは、役員及び総務部のシステム部門を除く一般管理部門の人件費・賃借料・業務委託費・外国旅費等管理業務に係る経費とする。</p> <p>(参考) 平成23年度末の一般管理費 560百万円 平成28年度末の一般管理費見込み 532百万円 中期目標期間中の一般管理費総額見込み 2,715百万円</p> <p>②人件費及び給与水準については、業務の特殊性により対国家公務員を上回っているが(年齢勘案128.7、年齢・地域・学歴勘案107.2(22年度実績))、独法改革の結果を踏まえるとともに、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国際金融等の専門性を確保しつつ、諸手当や専門能力認定の見直し等により、人件費やラスパイレズ指数(国家公務員の給与水準を100とした指数)の引下げ・適正確保に向けて取組を進め、人件費全体の抑制を図ります。同時に、日本貿易保険の果たすべき役割・責任を全うするために必要な人材確保・育成を行い、日本貿易保険を全額政府出資の特殊会社へ移行</p>	<p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務及び事業の一部について民間金融機関等への委託を行い、以て業務運営の効率化 <p><評価の視点></p> <p>上述の達成可否</p>	<p>案ベース及び年令・地域・学齢勘案ベースのいずれも基準値内に収めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ “一者応札・一者応募の改善と「随意契約見直し計画」に基づく取組”については、競争性のある契約については、件数ベースで全体の87%以上、金額ベースで全体の96%以上とすることを目標としており、概ね目標は達成。金額ベースでは目標未達となった年度は特殊要因に起因するものであり、例えば貿易保険情報システムの運用業務を依頼する業者は、知的財産権の関係で当該システムを設計・開発した業者にしか依頼できなかったことが理由である。平成28年度については、“1.オフィスレイアウト変更契約” “2.会社化準備を目的とする契約” “3.複数年度契約” について、随意契約としなければならなかったものは以下のとおりである。 <p>1. オフィスレイアウト変更契約: 会社化に向けた役員室・会議室の増床やレイアウト変更に伴うも費用であり、当該工事の委託先はビル管理会社との賃貸契約で指定業者の指名が条件づけられていたため、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一者応札・一者応募の改善と「随意契約見直し計画」に基づく取組については、中期目標期間中、平成26年度及び平成27年度において競争性のある契約割合の金額ベースのみ目標値に対し1%の目標未達となったが、これは特殊要因に基づくものであった。両年度とも件数ベースでは目標を達成している。平成28年度についても競争性のある契約割合の金額及び件数ともに目標未達となったが、いずれも止むを得ない事情であり、当該契約を除けば、目標数値内であった。一者応札・一者応募の改善については、中期目標期間中、目標値内を達成した。 ・ 中期計画におけるシステム保守費用は、中期目標期間中、すべての年度で目標を達成。同時期に、お客様の保険申込み手続きの事務負担軽減と効率化のため、平成26年度から平成28年度までの三カ年計画でWeb化を実施しており、お客様サービスの向上と業務効率化を同時に進めたことは高く評価できる。 ・ 事務及び事業の一部の外部機関への業務委託を通じた業務運営の効率化については、貿易保険利用者アンケートの結果のとおり、サービス低下をもたらさずに、あらゆる業務分野において外部委託を進めたことは評価に値する。 		
--	--	---	---	---	--	--

<p>に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること。</p> <p>④民間機能の一層の活用を通じて業務運営の効率化に積極的に取り組むこと。特に、既に民間委託を導入している一部の保険商品の販売・斡旋業務については、引き続き、金融機関等との連携のあり方を検討しつつ、民間委託の範囲の拡大を図ること。</p> <p>(2) システムの効率的な開発及び円滑な運用</p> <p>組織の見直しに係る会計、税制、災害・事故等緊急時の事業継続計画等の対応に加え、新商品の開発・販売、国の再保険特別会計廃止に伴う整備や債権管理業務への円滑な対応を行うとともに、第四期システムのシステム保守・追加改造の効率化・迅速化を通じ、利用者に対するサービスの向上、業務運営の効率化・迅速化を実現すること。その際の指標として、第四期システムの具体的な効果を示すほか、第四期システムの保守費用が第三期システムの保守費用を下回るように努めること。</p> <p>また、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する取組みを行い、業務・情報システムの最適化をPDCAサイクルに基づき継続的に実施すること。</p>	<p>する閣議決定（平成25年12月）を踏まえ、専門性・機動性を備えた実施体制の整備を行います。業務量拡大の状況下において、人的リソースの質と量がお客様ニーズへの対応及び各国貿易保険機関間の競争力の面で、業務上のボトルネックとならないよう留意しつつ、給与水準に係る目標水準・目標期限を設定してその適正確保に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表します。</p> <p>③契約については、原則として競争性のある調達方式へと全面移行するとともに、一者応札・一者応募の改善に努めます。また、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施します。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けることとします。</p> <p>④事務及び事業の一部について民間金融機関等への委託を行い、以て業務運営の効率化を図ります。民間損害保険会社への委託については、引き続き、委託先・委託範囲の拡大を含めて、金融機関等と連携のあり方について検討を重ね、業務委託内容の拡大を図ります。</p> <p>(2) システムの効率的な開発及び円滑な運用</p> <p>組織の見直しに係る会計、税制、災害・事故等緊急時の事業継続計画等の対応に加え、新商品の開発・販売、国の再保険特会廃止に伴う整備や債権管理業務への円滑な対応を行うとともに、第四期システム（SPIRIT-ONE）のシステム保守・追加改造の効率化・迅速化を通じ、お客様に対するサービスの向上、業務運営の効率化・迅速化を実現します。その際の指標として、第四期システムの具体的な効果を示すほか、第四期システムの保守費用が第三期システムの保守費用を下回るように努めます。</p>		<p>競争入札を実施することが出来なかった。</p> <p>2. 会社化準備を目的とする契約：</p> <p>会社化に向けた資金運用体制の構築及びリスク量の算定方法の検討に際し、貿易保険の構造やリスクに熟知した外部業者に委託する必要がある、競争入札を実施することが出来なかった。</p> <p>3. 複数年度契約：</p> <p>与信管理Gが利用している外部企業の与信情報は、大手格付会社の特定業者でしか納入できないものであり、平成28年度に当該契約の複数年度契約の更改（3件）があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一者応札・一者応募の改善については、中期目標期間中、目標値内を達成した。 なお、一者応札・一者応募については、中目標期間中において基準値内に収めることが出来た。 中期計画において、第三期システム保守費用を下回ることが目標とされたシステム保守費用については、すべての年度において、第三期システム保守費用である16.1億円を下回った。特に平成28年度は11.6億円となり、継 	<p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務予算について、過去の傾向と検証を分析し、今後の予算管理手法を検討する。 新財務会計基準に基づく財務諸表を適切に作成するとともに、適切な税務対応を実施する。 調達関連では、引き続き、よりよいものをより安く調達することを目指す。 平成32年度1月稼働を目指して基幹系次期システムを開発し、運用・保守費用の削減、保守性・拡張性の確保、シンプルかつ普遍的なシステムの構築を図るとともに、情報系システムの利便性向上を図る。 計画的な採用活動を行うと同時に、効率的な業務運営の観点からルーティン業務の外部委託を進める。 		
--	--	--	--	--	--	--

		<p>政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進し、業務・システムの最適化の計画策定、実行、評価、改善のPDCAサイクルを継続的に実施します。</p>		<p>続した作業効率化の成果が顕著に上がった結果となった。</p> <p>■その他の指標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> “事務及び事業の一部について民間金融機関等への委託を行い、以て業務運営の効率化”については、地方銀行との連携による貿易保険取次業務の委託、民間損害保険会社を活用したフロンティング推進による業務委託、回収専門業者（サービサー）への債権回収委託、社内弁護士・財務アドバイザーの起用による業務効率化を図った。 			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析等、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
III.	財務内容		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
信用リスクに係る事故債権の回収実績率	第四期中期目標期間平均の回収実績率24%	—	68.4%	38.7%	25.3%	27.3%	26.5%	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
<p>リスク債権の確実な回収、信用事故債権に係る高い回収率の維持により、利用者に対する確実な安心の提供を担保するための財務基盤をより強固にする必要がある。</p> <p>(1) 財務基盤の充実 貿易保険は、世界的な規模の経済危機や戦乱のような予見できない異常事態に係るリスクを引き受けるものであることから、こうした事態に備えて保険金支払いのための財務基盤を充実させることが必要である。このため、貿易保険事業について長期的な収支相償の実現を目指すべく、業務運営の効率化や的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制を図るとともに、適正な保険料の設定、保険事故債権の適切な管理や回収の強化等による収入の確保に取り組むこと。</p> <p>(註)</p>	<p>(1) 財務基盤の充実 お客様に対して「確実な安心」を継続的かつ安定的に提供していくため、健全な財務内容を維持します。具体的には、業務運営の効率化や、的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制に努めるとともに、適正な保険料の設定、保険事故債権の適切な管理及び回収の強化を図り、安定的な収入の確保に取り組めます。</p> <p>(ア) 予算計画 (別添1参照) (イ) 収支計画 (別添2参照) (ウ) 資金計画 (別添3参照)</p> <p>(2) 債権管理・回収の強化 ①債権データの管理を的確に行うとともに、国の関係機関との緊密な連携や、職員の専門能力の涵養、民間回収専門業者の活用等を行うことにより、回収能力を強化</p>	<p><主な定量的指標> > ・信用リスクに係る保険事故債権の回収実績率: 24%</p> <p><その他の指標> ・健全な財務内容の維持 ・具体的案件の査定・回収業務を通じて蓄積したノウハウをフィードバックし、リスク管理の強化に取り組む ・保険事故債権の</p>	<p>法人の業務実績・自己評価</p> <p><主要な業務実績> ■主な定量指標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画において、24%という目標を設定した回収実績率については、年度計画で掲げた数値を毎年度達成。結果、中期目標期間中での回収実績率は26.5%となり、中期目標期間としても目標を上回る実績をあげた。 信用リスク・非常リスクを合わせた回収実績は、平成24年単年度では240億円であったが、平成28年単年度では444億円となった。 個別国の回収状況については、ミャンマー・アルゼンチン・キューバ等の債権回収に尽力した。特にキューバについて、1986年11月以降、キューバから債務返済が停止し30年近く滞っていた債権について平成28年9月に債務繰り延べ等の債務救済措置 	<p>自己評価</p> <p>【評定：A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回収についても積極的に取り組み、中期計画の目標値であった回収実績率(24%)を達成。 30年近い懸案事項であったキューバ向け債権(対キューバ向け日本債権額約1800億円)については、政府と緊密に連携し積極的に交渉へ参画する等、回収の道筋をつけるにあたり、多大な貢献を行った。 中期目標期間を通じて、安定的な収入の確保等に努め、安定かつ充強固な財務基盤を実現した。 査定・回収知識について社内外の関係者への共有や理解の促進 	<p>(見込評価)</p> <p>評定</p> <p>見込み評価は実施していない。</p>	<p>(期間実績評価)</p> <p>評定</p> <p><評定に至った理由> (見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載)</p> <p><今後の課題> (見込評価時に検出されなかった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載)</p> <p><その他事項></p>	

<p>1) 貿易保険事業の特殊性から、単年度ベースでの経常収支相償を常時求めることは困難である。</p> <p>2) 収入確保の一環としての資金運用にあたっては、日本貿易保険による迅速な保険金支払能力に支障をきたさないよう、独立行政法人通則法第47条に規定され、かつ元本保証された方法に限定すること。</p> <p>(2) 債権管理・回収の強化</p> <p>①保険事故債権の適切な管理及び回収の強化を図ることにより安定的な収入の確保に取り組むことは、長期的な収支相償を実現する上での重要な鍵である。このため、債権データの管理を的確に行うことはもとより、国の関係機関と緊密な連携を図るとともに、職員の専門能力の涵養等により、回収能力を強化すること。</p> <p>非常リスクに係る保険事故債権については、パリクラブ等への対応を含め、政府が行う保険事故に係る債務履行確保等に関する諸外国との交渉に対して積極的かつ確かな対応を図ること。</p> <p>信用リスクに係る保険事故債権については、利用者等の協力を得つつ積極的な回収に取り組むこと(その際の目安として、中期目標期間終了時ににおいて期間平均回収実績率20%を達成すること(註)。)。</p> <p>(註) 回収実績率の目安については、第二期・第三期と同様、期間平均の実績を採用する。また、この期間平均回収実績率を次式により定義する。</p> <p>期間平均回収実績率 = 期間平均値(各事業年度の回収金額) ÷ 期間平均値(回収金を得た案件及び回収不能が</p>	<p>します。</p> <p>非常リスクに係る保険事故債権については、パリクラブや債務国との間で締結する債務繰延協定への対応を含め、政府が行う保険事故に係る債務履行確保等に関する諸外国との交渉に対して、積極的かつ確かな対応を行います。</p> <p>信用リスクに係る保険事故債権については、お客様の協力を得つつ、積極的な回収に取り組みます(その際の目安として、中期目標期間終了時ににおいて期間平均の回収実績率24%を達成に取り組みます。)</p> <p>(註)回収実績率の目安については、第二期・第三期と同様、期間平均の実績を達成目標として回収の強化に取り組みます。</p> <p>②商品開発・営業・審査部門の業務の適正化・効率化に資するためにも、具体的案件の査定・回収業務を通じて蓄積したノウハウをフィードバックし、リスク管理の強化に取り組みます。また、お客様や国の関係機関と協力して必要な対応を機動的に講じ、事故発生の防止、損失の軽減に取り組めます。</p> <p>③保険事故債権については、その管理を的確に行うことはもとより、評価・分析手法の改良に努め、適切な経理処理を行います。</p> <p>(3) 保険料率設定・積立て基準の明確化・透明化</p> <p>貿易再保険特別会計の廃止や独法改革の結果等を踏まえ、財務会計に係る諸規定・運用の見直しを</p>	<p>適切な経理処理の実施</p> <p>・ 保険料率の設定や積立等の基準の明確化</p> <p><評価の視点></p> <p>上述の達成可否</p>	<p>の二国間合意が締結されたことにより、回収の道筋を開く上で大きく貢献した(対キューバ向け日本の債権額約1800億円)。</p> <p>■その他の指標の達成状況</p> <p>・ 安定的な収入の確保に取り組んだ結果、中期計画の最終年度である平成28年度の純資産は、当該目標期間中に大幅増加(平成24年度末:3210億円⇒平成28年度末:4,974億円)。なお、当該金額には、平成28年11月に「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の積極的な保険引受の後押しのため、政府による直接出資(650億円)を含む金額となっている。</p> <p>・ “具体的案件の査定・回収業務を通じて蓄積したノウハウをフィードバックし、リスク管理の強化に取り組む”については、特徴ある保険事故案件について社内事例研究会や弁護士による債権回収の一般的な留意点や具体的な事例研修会を実施(例「査定の考え方(保険金請求書類の整理)」「約款上の義務違反による保険金不払い」等)。さらにe-NEXI(外部向け広報誌)に記事を掲載するとともにお客様向け説明会を開催。社内では、月次で営業部と事故・保険金支払い情報を共有し、大阪支店ともテレビ会議を実施して積極的に情報共有を行い、他部門における査定・回収業務の知見を深めることに取り組んだ。なお、査定回収部においても、海外サービスの実地研修に参加する等、更なる知見の蓄積に努めた。</p> <p>・ “保険事故債権の適切な経理処理の</p>	<p>を行い、リスク管理の強化に努めるだけでなく、担当部門自らも主体的に海外サービス者の知見の習熟に努めた。</p> <p>・ 保険事故債権については、基幹系システムの改修等を実施し、中期計画の期間中、的確な管理と適切な経理処理を遂行した。</p> <p>・ 保険料率設定・積立て基準の明確化・透明化では、中期計画の期間中、約11項目の保険料率の改訂・明確化を実施し、特殊会社化に向けた責任準備金の算出方法を設定した。</p> <p><課題と対応></p> <p>・ 国の再保険特別会計からの継承資産を含む資産に関し、資金運用方針・態勢を整備し、安全性と流動性を確保しつつ、効率的な運用を行い、引き続き強固な財務基盤を確保する。</p> <p>・ 引受リスクの量的拡大により保険事故が発生した場合の影響が大きくなっていること等を鑑み、引受済み案件のモニタリングの強化により、事故の蓋然性が高い案件を早期に把握し対策を講じる。</p> <p>・ 回収体制の整備、PDCAサイクルの導入及び担当職員の能力強化を行うとともに、外国政府・政府機関等の確実な債務の履行に向けた日本政府との連携を通じて、着実かつ効果的な回収を実施す</p>		
--	---	---	---	--	--	--

<p>確定した案件に係る保険金支払額)</p> <p>②査定・回収業務を通じて蓄積したノウハウを商品開発・営業・審査部門にフィードバックするとともに、利用者等や国の関係機関と協力して必要な対応を機動的に講じ、事故発生の防止、損失の軽減に努めること。</p> <p>③保険事故債権の管理においては、その評価・分析手法の改良に努め、適切な経理処理を行うこと。</p> <p>(3) 保険料率設定・積立て基準の明確化・透明化</p> <p>「事業仕分け」結果を踏まえ、保険料率の設定や積立て等の基準をより明確化・透明化し、全体として会計経理の透明性を一層確保すること。</p> <p>その際、積立金の原資は被保険者から徴収した保険料であること、積立金は将来の保険金支払いの準備金としての性格を有していること、貿易保険は超長期での収支相償を前提としていることを適切に踏まえること。また、リスクの的確な反映、貿易保険の政策的役割、民間参入の円滑化、WTO協定やOECD輸出信用アレンジメント等国際ルールの遵守に配慮すること。</p>	<p>進めます。また、保険料率の設定や積立て等の基準をより明確化・透明化し、全体として会計経理の透明性を一層確保します。</p> <p>その際、積立金の原資は被保険者から徴収した保険料であること、積立金は将来の保険金支払いの準備金としての性格を有していること、貿易保険は超長期での収支相償を前提としていることを適切に踏まえます。</p> <p>また、貿易保険の政策的役割、民間参入の円滑化、WTO協定やOECD輸出信用アレンジメント等国際ルールの遵守に留意しつつ、収支実績等を踏まえた料率の適切性の確保に取り組みます。</p>		<p>実施”については、基幹システム（Spirit-One）において個別の債権回収業務の保険事故債権の残高表示機能、回収時の被保険者との配分額のシュミレーション機能の追加等、システム機能の向上と改善に努めた。同時に決済処理の処理手順及び出力情報等の改善により、経理処理を含む保険事故債権管理業務の一層の効率化及び迅速化を実現した。その結果、中間目標期間のすべての年度において、政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分は、日本貿易保険の口座に全額入金を確認された日の翌営業日までに送金処理の手続を的確に実施した。</p> <p>・ 保険料率設定・積立て基準の明確化・透明化については、中小企業輸出代金保険における保険料率の改訂や、海外事業資金貸付保険における適用料率区分の細分化等、約11項目の保険料率の改訂・明確化を実施。また、特殊会社化に向けて責任準備金の算出方法を整備する等、積み立て基準の明確化・透明化にも取り組んだ。</p>	<p>る。</p>		
---	---	--	---	-----------	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析等、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV.	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人員数	第四期中期目標期間終了時の人員を平成23年度末の水準以下	147人	142人	139人	139人	145人	156人	
人件費	第四期中期目標期間中の人件費総額見込み	6,235百万円	1,157百万円	1,162百万円	1,229百万円	1,268百万円	1,319百万円	人件費総額6,135百万円

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																		
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価												
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)												
5. 行政改革を踏まえた新たな制度設計への対応 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)及び「特別会計改革の基本方針」(平成24年1月24日閣議決定)を踏まえた新たな貿易保険制度に円滑に	5. 行政改革を踏まえた新たな制度設計への対応 貿易再保険特別会計の廃止及び全額政府出資の特殊会社化に伴う新たな制度を設計するに当たっては、円滑に移行するためにリスク管理の強化や内部統制の強化のための体制整備等必要な措置を検討し、講じうる措置は早期に着手するようにいたします。また、国家戦略上の重要性等国の政策判断を的確に反映させつつ法人のトップマネジメントの下で行われる専門的なリスク判断が的確に行われる仕組みの在り方について、遅くとも平成28年度末の移行までに結論を得るよう十分な検討を行います。 また「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく取組を着実に進めつつ、将来的に新たな制度に移	<主な定量的指標> ・平成28年度末の人員を平成23年度末の水準以下 人員数:147人 人件費:6,235百万円 <その他の指標> ・行政改革を踏まえた新たな制度設計への対応	<主要な業務実績> ■主な定量指標の達成状況 ・人員数については、最終年度である平成28年は基準値(147人)を9人上回る結果となった。これは平成25年に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」により、日本貿易保険が全額政府出資の特殊会社化(株式会社化)に移行することが決定されたことから、将来の貿易保険事業の継続のため、中高年層に偏っていた人員構造の最適化(若手労働力の確保)、将来の幹部人材候補の獲得、組織の活性化等を目的として、平成27年度以降、新卒採用を開始したことに起因する。 <人員数> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td>142</td> <td>139</td> <td>139</td> <td>145</td> <td>156</td> </tr> </table>	年度	H24	H25	H26	H27	H28	職員数	142	139	139	145	156	<自己評価> 【評定：－】 ・定量指標である人員数は未達であった一方、人件費総額が目標を達成した主な要因は、貿易保険事業の持続的な発展のため、採用主体を中途採用から新卒採用に転換したことにより起因する。新卒採用は即戦力化には時間を要するものの、株式会社化の将来を見据えた取組みである。 ・独立行政法人制度において	評定 見込み評価は実施していない。	評定 <評定に至った理由> (見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載) <今後の課題> (見込評価時に検出されなかった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載) <その他事項>
年度	H24	H25	H26	H27	H28													
職員数	142	139	139	145	156													

<p>移行するために必要な措置を検討すること。</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく取組みを着実に進めつつ、将来的に新たな制度に移行することを見据え、講じうる措置は早期に着手すること。</p>	<p>行することを見据え、講じうる措置は早期に着手します。</p> <p>なお本計画については、貿易保険はその運営が国際政治経済情勢の変化に的確に対応したものである必要があることから、今後、大きな情勢の変化がある場合には、機動的な対応が可能となるよう適時適切に見直しを行います。</p> <p>6. 高い専門性を持った人材の育成(人事に関する計画)</p> <p>(1) 方針</p> <p>対外取引の複雑化、産業界のニーズの変化等に伴い、貿易保険がてん補すべきリスクの性質も一層複雑なものとなりつつあることに鑑み、ニーズに応じて質の高いサービスを提供できる専門家集団となるよう、引き続き、民間企業等から国際金融、法制度、カントリーリスク、企業財務、貿易実務等に関する専門性を有する職員を採用するとともに、職員に対する研修制度を充実させること、職員の専門性の育成に配慮した人事制度を効率的に運用すること等により、職員の専門性をより高度なものとしします。また、現行の業務処理の改善(例えば、定型業務の処理体制の一元化や管理部門の業務の効率化等)を図ることにより、業務の量・質に対応した、より適正な人員の配慮を行います。さらに、目標管理制度に基づく業績評価や業務実態に即した人事考課制度の整備等を通じて、職員が引き続き日本貿易保険においてその専門性を活かしていくことに対してインセンティブを与えるような、魅力ある就業環境の形成に引き続き取り組みます。</p> <p>(2) 人員に係る指標</p> <p>平成28年度末の人員を平成23年度末の水準以下とします。なお、今後の独立行政法人改革(平成25年12月閣議決定を踏まえた組織・事務の機動性確保のための措置の検討を含む)の結果や今後の法改正等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行います。(参考1)</p> <p>平成23年度末の人員数 147人</p> <p>平成28年度末の人員数見込み 147人</p>	<p>・ 専門性を持った人材の確保</p> <p>・ 専門性の高い人材の育成</p> <p>・ 短期借入金の限度額(中期計画期間中 全年度500億円)</p> <p><評価の視点> なし</p>	<p>(単位:人)</p> <p>・ 中期計画を通じた人件費総額は、基準値内(6,235百万円)に収まった。人員数が増加する一方、人件費が抑制された理由は、採用主体を中途採用から新卒採用(中期計画期間中の新卒在籍者11名)に転換したことが大きいといえる。</p> <p><人件費>人件費総額6,135百万円</p> <table border="1" data-bbox="1110 415 1605 510"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>1,157</td> <td>1,162</td> <td>1,229</td> <td>1,268</td> <td>1,319</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位:百万円)</p> <p>■その他の指標の達成状況</p> <p>“行政改革を踏まえた新たな制度設計への対応”の体制整備については、平成28年度末までに、コーポレートガバナンス部(リスク管理グループ、経理グループ、監査グループ(現在内供監査グループとして独立)の設置を行う等、リスク管理や内部統制の強化のための措置を実施。その他の制度設計としては、定款の設置、審議・協議機関となる経営会議、取締役会、評価委員会、コーポレートガバナンス委員等の設置に向けた規則や運営指針等の設定の準備を行い、NEXIが主体的にPDCAサイクルを運営する体制を構築した。特筆すべきこととして、株式会社化の準備にあたり、職員による“会社を創るプロジェクト”を立ち上げ、職員が組織に対する問題意識に基づいた提言を行い、その中から合計13個の提言を実行に移した。</p> <p>・ “高い専門性を持った人材の確保”については、専門性を有する民間企業等の人材の採用(弁護士資格保有者、システム開発会社、再保険会社及び損害会社等の勤務経験者、プロジェクトファイナンス業務の経験者等)し、関連分野に配属。</p> <p>・ “高い専門性を持った人材の育成”については、人事制度の改善・研修制度の充実等の取組み、中期計画期間中に2回に亘る給与制度改革(平成25年、平成28年)を実施。研修制度については、選択性の研修(システム、法務、労務、財務、貿易実務等)を準備するとともに、新卒職員に対しては3年間で貿易保険業務の必須知識が段階的に身につけることができるように研修スケジュールを策定し人事グループで管理を行っている。一般職員に対しては、一通りの知識は身につけていることから、貿易保険制度に関して、担当部署にお</p>	年度	H24	H25	H26	H27	H28	人件費	1,157	1,162	1,229	1,268	1,319	<p>は、独立行政法人通則法に基づき、国が中期目標の策定や評価を行う等、主体的にPDCAに関与していた。株式会社化後は、NEXIが主体的に経営計画やその実施状況について評価委員会による客観的な評価を得つつ円滑にPDCAサイクルを機能させる。</p> <p>・ また、“会社を創るプロジェクト”により、株式会社化に向けて社員の意識向上を図ったことにより、組織の一体感の醸成が出来た。</p> <p>・ 研修制度の充実を始めとした各種制度の整備により、職員アンケート結果に見られる通り、平成28年度では80%以上の職員が満足している。</p> <p>・ その他、適正、公平、信頼性のある評価制度の改正や職場環境の改善に鋭意取り組んだ結果、職員の労働意欲が大きく向上し、労働生産性の向上に結びついている。</p> <p><課題と対応></p> <p>・ 独立行政法人制度においては、独立行政法人通則法に基づき、国が中期目標の策定や評価を行う等、主体的にPDCAに関与していた。しかし、株式会社化後は、NEXIが事業運営等の実施状況について、第三者で構成する評価委員会を設置し、同委員会より客観的な</p>		
年度	H24	H25	H26	H27	H28													
人件費	1,157	1,162	1,229	1,268	1,319													

	<p>(ただし、制度改正等特殊要因は除く) (参考2) 中期目標の期間中の人件費総額見込み 6, 235百万円 (ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者手当及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用となります。)</p> <p>(3) 人材の確保及び養成に関する計画</p> <p>①人材の確保 常勤職員の一部に、国際金融、国際プラントビジネス、保険業務、財務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用します。また、目標管理制度に基づく業績評価や、業務実態に即した人事考課制度の整備等を通じて魅力ある就業環境を形成し、専門性の高い職員の定着に対するインセンティブの付与に引き続き取り組みます。</p> <p>②人材の養成 個々の職員の専門性の育成に配慮した人事制度を構築するとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図ります。</p> <p>7. 短期借入金の限度額 平成24年度(2012年度) 500億円 平成25年度(2013年度) 500億円 平成26年度(2014年度) 500億円 平成27年度(2015年度) 500億円 平成28年度(2016年度) 500億円</p>		<p>いて保険制度の規程類・内部運用ルール等の分類整備や社内勉強会を通じて社内における知識の共有化を促進している。なお、若手職員に関しては将来のキャリアパスの観点から、上述の研修の他、指名性で外部研修機関を受講させる等、手厚い研修制度を施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> その他の取組みとして、評価制度について適正性、公平性、信頼性を念頭に、評価対象グループ群の編成の変更、管理職における部下の育成・指導に関する評価の必須化等、運用制度見直しを実施。併せて、女性職員の活躍を促進につながる諸制度(両立支援制度の充実化、ハラスメント防止の徹底(職員アンケートの結果(下表1参照)のとおり、平成28年度末にはハラスメントを受けたことがあると回答した職員は平成25年度の41.9%から平成28年度には5.2%まで減少)等)を整備した結果、平成28年度末時点で全職員に占める女性の割合は41.1%、女性管理職比率は25.7%と大きく上昇した(下表2参照)。 <p>下表1 <職員アンケートの結果></p> <table border="1" data-bbox="1104 940 1727 1213"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会社の方針・目標の徹底</td> <td>55.6%</td> <td>51.6%</td> <td>60.4%</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>仕事のやりがい</td> <td>61.1%</td> <td>65.3%</td> <td>70.9%</td> <td>74.6%</td> </tr> <tr> <td>研修制度の充実</td> <td>59.1%</td> <td>53.2%</td> <td>74.8%</td> <td>82.6%</td> </tr> <tr> <td>ハラスメントを受けたことがあると回答した割合</td> <td>41.9%</td> <td>21.4%</td> <td>12.2%</td> <td>5.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※…平成28年度は項目なし 注：数値は「大いにそう思う」と「ある程度そう思う」の合計</p> <p>下表2 <女性比率></p> <table border="1" data-bbox="1104 1360 1573 1501"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23.3.31</th> <th>H29.3.31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性管理職比率</td> <td>12.8%</td> <td>25.7%</td> </tr> <tr> <td>女性職員比率</td> <td>35.1%</td> <td>41.1%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 短期借入金については、中期計画期間中、上限額500億円であったが、借入が発生する事由は生じなかった。 	年度	H25	H26	H27	H28	会社の方針・目標の徹底	55.6%	51.6%	60.4%	※	仕事のやりがい	61.1%	65.3%	70.9%	74.6%	研修制度の充実	59.1%	53.2%	74.8%	82.6%	ハラスメントを受けたことがあると回答した割合	41.9%	21.4%	12.2%	5.2%		H23.3.31	H29.3.31	女性管理職比率	12.8%	25.7%	女性職員比率	35.1%	41.1%	<p>評価を得つつ、主体的に経営のPDCAサイクルを実施していく必要がある。その際、株式会社化の政府方針を踏まえ、今後も国の政策意図の反映等国との一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させる取組を着実に進めていくことが肝要である。今般、これらの前提となった内部ガバナンスの強化をはじめとして事業運営の適正化と透明性を図り、外部に向けて積極的に情報を開示していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画的な人員確保を行い、引き続き時代に即した専門知識や技能を身につけることができるように研修のあり方やプログラムを見直していく。 		
年度	H25	H26	H27	H28																																				
会社の方針・目標の徹底	55.6%	51.6%	60.4%	※																																				
仕事のやりがい	61.1%	65.3%	70.9%	74.6%																																				
研修制度の充実	59.1%	53.2%	74.8%	82.6%																																				
ハラスメントを受けたことがあると回答した割合	41.9%	21.4%	12.2%	5.2%																																				
	H23.3.31	H29.3.31																																						
女性管理職比率	12.8%	25.7%																																						
女性職員比率	35.1%	41.1%																																						

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析等、必要に応じて欄を設け記載)

予算計画

(2012年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位・百万円)

		区別	合計
収 入			
	業務収入		89,480
		正味収入保険料	58,105
		正味回収金	10,000
		受取利息	21,375
		その他業務収入	0
	被出資財産からの回収金		36,029
	有価証券の償還		128,686
	短期借入金		0
	(収入計)		254,195
支 出			
	業務支出		158,585
		正味支払保険金	97,720
		人件費	6,235
		国庫納付金	31,455
		その他業務支出	23,175
	投資支出		7,066
		システム開発等	6,716
		その他投資支出	350
	有価証券の取得		0
	短期借入金返済		0
	その他の支出		0
	予算差異		88,544
	(支出計)		254,195

収支計画

(2012年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位:百万円)

区別	合計
費用の部	
経常費用	141,020
正味支払保険金	97,720
業務費	29,410
その他経常費用	13,890
臨時損失	0
計	141,020
収益の部	
経常収益	68,124
正味収入保険料	58,105
正味回収金	10,000
その他経常収益	19
財務利益	21,375
臨時利益	36,029
計	125,528
純利益	-15,492

資金計画

(2012年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位:百万円)

区別	合計
資金支出	
業務活動による支出	158,585
正味支払保険金	97,720
業務費支出	29,410
国庫納付金	31,455
投資活動による支出	7,066
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	326,935
計	492,586
資金収入	
業務活動による収入	68,115
正味収入保険料	58,105
正味回収金	10,000
受取利息	10
その他業務収入	0
被出資財産からの回収金	36,029
投資活動による収入	128,686
財務活動による収入	21,365
前年度繰越金	238,392
計	492,586